

令和3年第10回美幌町議会定例会会議録

令和3年12月7日 開会

令和3年12月9日 閉会

令和3年12月9日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問 3番 大江 道 男 君
7番 坂 田 美栄子 君
- 日程第 3 同意第 6 号 美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 議案第 68 号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について
- 日程第 6 議案第 69 号 美幌町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第 70 号 美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第 71 号 美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第 72 号 美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 日程第 10 議案第 73 号 令和 3 年度美幌町一般会計補正予算 (第 10 号) について
- 日程第 11 議案第 74 号 令和 3 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
について
- 日程第 12 議案第 75 号 令和 3 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1
号) について
- 日程第 13 議案第 76 号 令和 3 年度美幌町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) につ
いて
- 日程第 14 議案第 77 号 令和 3 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号) に
ついて
- 日程第 15 議案第 78 号 令和 3 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 16 議案第 79 号 令和 3 年度美幌町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 17 議案第 80 号 令和 3 年度美幌町病院事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 18 議案第 81 号 指定管理者の指定について
(美幌町交流促進センター「峠の湯びほろ」)

○日程追加事件

- 追加日程第 1 議案第 82 号 令和 3 年度美幌町一般会計補正予算 (第 11 号) について

○議事日程

- 日程第 19 意見書案第 13 号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意
見書について
- 日程第 20 意見書案第 14 号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見
書について
- 日程第 21 報告第 17 号 定期監査報告について
- 日程第 22 報告第 18 号 例月出納検査報告について (8 月～10 月分)
- 日程第 23 閉会中の継続調査について

○出席議員

1番	戸澤義典君	2番	藤原公一君	
3番	大江道男君	4番	高橋秀明君	
5番	木村利昭君	6番	伊藤伸司君	
7番	坂田美栄子君	副議長	8番	岡本美代子君
9番	稲垣淳一君	10番	古舘繁夫君	
11番	上杉晃央君	12番	松浦和浩君	
13番	馬場博美君	議長	14番	大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	平野浩司君	教育委員会会長	矢萩浩君
監査委員	高木清君	教	育

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
町民生活部長	後藤秀人君	福祉部長	河端勲君
経済部長	石澤憲君	建設部長	那須清二君
病院事務長	但馬憲司君	事務連絡室長	志賀寿君
会計管理者	西俊男君	総務課長	関弘法君
危機対策課長	弓山俊君	政策課長	斉藤浩司君
財務課長	吉田善一君	町民活動課長	佐々木 斉君
戸籍保険課長 選挙管理委員会事務局長	立花良行君	税務課長	菅敏郎君
社会福祉課長	片平英樹君	保健福祉課長	中尾 亘君
農林政策課長 農業委員会事務局長	田中三智雄君	みらい農業課長	午来 博君
商工観光課長	影山俊幸君	建設課長	御田順司君
環境管理課長	鶴田雅規君	上下水道課長	石山隆信君
病院総務課長	以頭隆志君	地域医療連携課長	高山吉春君
事務連絡室次長	横山聖二君	教育部長	遠藤明君
学校教育課長	多田敏明君	学校給食課長	佐々木鑑仁君
社会教育課長	松尾まゆみ君	スポーツ振興課長	浅野謙司君
博物館課長	鬼丸和幸君	監査委員事務局長	遠國 求君
監査委員事務局長	小室秀隆君		

○議会事務局出席者

事務局長	遠國 求君	次長	小室秀隆君
議事係長	高田秀昭君	庶務係長	村田 剛君

君 美 麻 田 新 係 務 庶

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから、令和3年第10回美幌町議会定例会、第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番木村利昭さん、6番伊藤伸司さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君）〔登壇〕 私は、既

に通告をしております3点について、以下、一般質問を行います。

1項目めは、隠れ教育費対応についてであります。

1番目は、美幌町での隠れ教育費の実態について伺います。

公立小中学校でかかるお金、私費負担が今、国民に知られていないということで、隠れ教育費と表現することがあるようでございまして、コロナ禍で深刻化する子供の貧困問題の中で大変注目されてきています。

小学校6年間で50万8,600円、中学校3年間で42万2,800円という調査もございしますが、美幌町ではどの程度となっているか、まずお示しいただきたいと思っております。

二つ目は、大変懸念されております少子化の最大要因であるという調査結果について伺います。

少子化に悩む日本で、理想の子供数を持たない理由を夫婦に尋ねた調査、国立社会保障・人口問題研究所、2015年ではありますが、断トツに多い回答は、子育てや教育にお金がかかりすぎる56.3%で、若い層では8割前後にも及ぶという内容であります。

美幌町でも小学校の保護者アンケートで過去に同様の傾向が示されておまして、重く受け止める必要がある。このように考えますが、いかがですか。

3点目は、義務教育は無償化とすると、憲法第26条の原則に関わってお聞きいたします。

日本の教育の公的支出割合はOECD加盟国で比較可能な38か国中37番目と、最低レベルであることは周知の事実であります。

隠れ教育費の背景には、1985年教材費国庫負担の廃止など、圧倒的な公費不足の問題がございまして。

いよいよ国民的な論議が求められているというふうに思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、給食費無償、あるいは助成に関わってお聞きいたします。

隠れ教育費の中で比重の大きい学校給食費については、美幌町では第3子以降の無償化が始まっていますが、第1子、第2子の無償化をいつまでも放置することは不平等であり、許されないと考えます。せめて、半額助成に踏み込むべきと考えますが、いかがでしょうか。

2項目めは、コロナ検査キット配布についてであります。

12歳未満児への抗原検査キットの配布をすべきではないかということでお聞きします。

本格的な冬に向かって、新型コロナワクチンの3回目の接種が始まろうとしていますが、12歳未満児については、接種対象外に置かれ、季節性インフルエンザ流行期を迎えて、当事者にとっては不安な日々が始まります。

美幌町では、幸い12歳未満児の感染者が出ていなかったとはいえ、マスク、手洗いの自分自身の努力、自助努力以外には予防策の埒外に放置されるということは、私は許されないと考えております。

万が一、新型コロナウイルスに感染した場合に、一刻も早い発見と隔離のために、12歳未満児世帯に対し、せめて抗原検査キットを提供すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3項目めは、学校トイレに生理用品の配置を至急行うべきではないかということでございます。

コロナ禍の中で、子供の貧困と生理の貧困への対応として、全国的に生理用品の学校トイレへの配置が広がりを見せ、児童生徒から大変歓迎されています。

美幌町でも女子児童生徒や、保護者の期待に答えて、即刻、学校女子トイレに生理

用品の配置を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

第1回目の質問を終わります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁いたします。

隠れ教育費対応についてと、学校トイレに生理用品の配置をについては、後ほど教育長から答弁させていただきます。

初めに、コロナ検査キット配布についてであります。12歳未満児への抗原検査キットの配布についての御質問ですが、令和3年7月1日から感染者や濃厚接触者が発生した場合、年齢に関係なく検査キットの配布を行い、感染拡大の防止に努めております。

年末年始に向けて、人の移動が活発化することや、第6波の襲来も懸念されていることから、感染状況が安定するまでの間、美幌町へ帰省する方や感染者または濃厚接触者と接する機会があった方についても対象者を拡大し、感染の未然防止に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 大江議員の御質問にお答え申し上げます。

お尋ねの1点目、美幌町における私費負担の実態であります。本町におきましては、副教材やスキー用品、修学旅行費や給食費などが私費での負担となっており、各学校によりかかる金額に差はありますが、小学校では6年間で約50万円、中学校では3年間で40万円前後であります。

2点目の少子化の最大要因との調査結果についてであります。アンケートにつきましては、他の調査でも同様の回答があると認識しており、今後の諸施策検討の参考にさせていただきたいと考えております。

3点目の義務教育費無償化、憲法第26

条の原則についてであります。日本の教育の公的支出割合はOECD加盟国で最低レベルと認識しておりますが、国では、幼児教育に係る保育所等の利用料や高校・大学の学費・授業料は無償化の施策を実施しております。

これらはいずれも小中学校の授業料に当たるものであり、給食費や教材費用などは無償化の対象外となっておりますが、私費負担の公費負担については、義務教育費無償化の原則と照らし合わせると、本来、国が負担すべきものと考えております。

4点目の給食費無償、助成化についてであります。令和2年度から実施しております第3子以降の給食費無償化事業は、多子世帯の経済的な負担軽減を図る子育て支援の観点から実施した事業であり、町独自の政策でございます。

給食費の無償化は、先ほどの3点目同様に、本来国が責任を持って実施すべき事項であるという考えをこれまでも御説明させていただいたところであります。

仮に、半額助成した場合、本年度では3,040万円の財政負担を伴うことから、現時点では、第1子、第2子への無償化は行わず、当面は現行制度で進めていく考えでありますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、学校トイレに生理用品の配置についての御質問であります。経済的な理由により、生理用品を購入できない生理の貧困につきましては、全国的に支援が広がっていることは認識しているところであります。本町の学校におきましては、必要な児童生徒に対し、保健室において配付しております。

御提案の学校女子トイレに生理用品の至急配置につきましては、トイレに配置することで、気兼ねなく自由に使用することができますが、児童生徒が生理用品を持参できない理由として家庭の貧困だけではない可能性もあり得るため、保健室において配

付することにより、家庭の状況をしっかりと把握して、悩みや心配事の相談にもつながっていくものと思われることから、当面は現状での取扱いを継続していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 再質問を行いたいと思います。

隠れ教育費対応についてということで、私は子供たちを通学させている保護者にとっての問題という認識を、以前相当強く持っておりました。

それをどうするかという観点で見ているのですが、どうやらそういう単純なものではなさそうだと思って、本日、質問をしようとしています。

一つは、隠れ教育費、隠れというのは、多くの人が知らないということでの隠れという表現で、これは近隣の図書館から借りて、初めて私も全部に目を通したのですが、内容的にはある程度調べておりました。

大変貴重なデータがございまして、多くの方が、これはしっかり読む必要があるということ、現場の声でまとめられたものなので、そういう実感を持っています。

まず、実額がどうかということで、美幌町では、小学校6年間で50万円、中学校では40万円、90万円ぐらいですということで、全国的にもそうなのだと思っておりますが、文部科学省が2016年に調査した結果についても、この本で承知したのですが、小学校が60万2,904円、中学校が53万2,110円、合計すると113万円を超えるということで、全国的にはまだまだ高いという部分があると思っております。

問題は、この事実をしっかり町民として

認識する必要がある。私はあえて申し上げますが、小中学校の保護者の問題ではなくて、地域全体の問題ではないかというふうに思うからであります。

それで、二つ目の少子化の最大要因になっているという部分についてお聞きしたいと思えます。

日本人の出生だとか、人口問題について、国の機関が継続的に調査してきたものがあって、戦前から始まって、現在第15回の調査報告書があるということを体系的に知ることができまして、5年ごとに調査して、その分析を行って、公表している。

その中で、出生率が年々下がっていくということへの警鐘と、何で下がっているのかという分析も出ているのです。

私は、この国立社会保障・人口問題研究所が行っている調査は、自治体が行っている調査とは全然違って、国家レベルで人口をどう考えるのかという、その点に立って戦前から定期的に調査が行われているという意味で、大変貴重なものだと思うのです。

ここで、御夫婦に聞いたデータがございました。

それが、最初に56.3%の方々が子育てや教育にお金がかかり過ぎるので、自分が理想とする数まで子供を産めないということが第15回の調査でもそうでした。遡ってみますと、6割を超えて、教育や子育てにお金がかかり過ぎるから出産を諦めているというのがずっと続いているのです。

これは異常なことだと私は思いまして、それで、教育費のかかっている実態と個々の原因についても見るべきだということで、今回は幾つかの節に分けてお聞きしているのです。

一つは、教育長は国立社会保障・人口問題研究所、社人研の出生動向基本調査、結婚と出産に関する全国調査、相当膨大なものですが、これは教育行政上、重視されていますか。

教育委員会で議論されたことはありますか。いかがですか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） この調査については、教育委員会内部、教育委員と議論した経過はございませんけれども、私個人としましては、この調査の結果概要だとか、それに関する解説も見せていただき、世間一般でよく言われていることと、ほぼ同じような内容というところでございます。

また、この解説によれば、夫婦2人で子供2人を大学に出すとしたら、2,700万円かかると、そういった金額的な表示もされておりますので、本当にこの調査結果はそのとおりだなという実感をしているところでございます。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 第9回の調査から入手可能なので見ているのですが、御夫婦で理想とする子供の数は、1987年2.67人をピークにして、年々下がっている。持ちたい数がどんどん減っている。2015年が現在入手できる最終調査ですが、これが2.32人まで下がっていて、順調に下がっている。理想がどんどん下がっている。それが夫婦の調査で出てきています。

それは目標ですけれど、実際に理想の子供に満たない理由は何ですかと聞くと、子育て、教育にお金がかかり過ぎるからと。これが56.3%で、最近のものだということになっているのです。

私は、日本の教育が夫婦や親の責任だという時代はもうとっくに超えていると思います。

地域が崩壊するというような少子化がどんどん進んでいるときに、教育は教育委員会、あるいは、子供の数は、それは夫婦が考えるべきだと言っている間に、地域の子供数がどんどん減って、今、新たに出生している子供の数は、町にお聞きしましたら、令和2年で88人と、もう2桁です。

それで、国勢調査に基づいて推計されているのが、社人研の調査ですけれど、これで見ますと、2045年、今から24年後になりますけれど、現在14歳以下の子供の数が2,376人で11.7%、当時の国調でした。それが999人に下がります。総人口の中で占める割合は8.42%、1桁台、15年の国調と比較すると、42%台にとどまってしまう。半数を切ります。総人口は58.42%だけれど、子供の数はほとんど減ります。

その最大の要因が、子育てや学校でかかるお金が高いからと面と向かって言われているときに、私は、それは国の問題ではないですかとはならないなというふうに思って質問しています。

国が放置しているから、地方は頑張らなければならないということになるのではないかと思うのですが、日本政府が出している公費、これはOECDの中で37番目です。

今出しているお金を2倍にしたとしても、OECDの出している平均に届かないというところまでいっている中で、官というか、公の部分で、国であるか、都道府県であるか、市町村であるかにかかわらず、この問いかけに答えていく必要があると思うのです。そうでなければ、結果的にどんどん人口が下がってしまうということを招くので、それで伺っています。

ここは共通認識にしたいと思うのですが、通告は町長にもしているという点で、美幌町まち・ひと・しごと総合戦略を持っておられるので、そことの兼ね合いが出てきます。

町長いかがでしょうか、こういう状況の中で、教育委員会も含めた美幌町政全体として、しっかりこの問いかけに答えていく。

子育てや教育にかかるお金については、行政としても真剣に考えるということが目の前に迫られている課題ではないかと思う

のですが、いかがでしょうか。

○議長(大原 昇君) 町長。

○町長(平野浩司君) 今、大江議員がおっしゃった子供を育てることにに関して、親だけの問題ではなくて、国や地域という話、このことについては私も同じ考えを持っております。

その前段として、私は地域よりも国がしっかりやるべきだと思っているわけでありまして、要は、国がやらなくてもそれだけのお金を地域が持っている仕組みであれば、大江議員の基本的な考えとしては問題はないと思うのですけれども、子育てとか、教育というのは、地域も考えていかざるを得ないと言ったほうが正解です。私は本来ならば国がきちんとやってほしいという気持ちを強く強く持っています。

でも、それをやってくれないのであれば、今、真剣にという話ですけれど、今までも、前任の町長も含めて真剣にこのことは地域としてやってきていると思いますし、私も国から、それから地域から税として集められた中において、あるお金の中で何が最良かという選択をしながらやっていることも理解いただきたい。

原則としては、大江議員がお話しされたことに対しては異存ありません。

○議長(大原 昇君) 3番大江道男さん。

○3番(大江道男君) 私は、地方の声、あるいは国民の声が異常に小さいので、こういう人口減少が起きているというふうに思っています。

先ほども申し上げたと思うのですが、1990年を前後として、急速に子供を持ちたい、たくさんの子供を持ちたかったという考え方が一転して、下降線をたどって、実際の子供を持つ数も目標が小さくなって、それに応じて下がってきているということなのですが、この1990年前後というのはどういうことか、国民として大いに注目をしていく必要があると思いま

す。

それは、1987年に派遣労働者法ができて、多くの人が無権利な、しかも低賃金の派遣労働者が増えて、今、10代の7割は派遣労働者で結婚もままならないという状況に置かれて、結婚しない、子供が生まれないというのがベースになってきているのではないかと。

実質賃金の低下、これも日本だけが、1997年を100としてのグラフしか示されていないのですけれど、日本は2016年で89.7です。ずっと平均賃金が下がり続けている。諸外国は116だとか上がっているのに、何で100を割っているのか。けれど、100を割るような状況だから、子供は理想だけれど、とても産むことができない。

それと、1985年に当時の自民党政府が教材費の国庫負担は打ち切るということで、地方財政や私費負担にぐっとウエートが行っているわけです。

今では、政府が出してるお金を倍にしてもOECDの平均が届かないという状況が厳然としてあるので、私はそこをやはり地方から、あるいは、美幌のような地域から、これでは美幌町は成り立たないということを、もっと表に出していかなければならないと思うのですが、これは教育長よりも、町長いかがですか。

隠れている事実は教育費だけではない。その背景にあるものも含めて、ぜひ問題提起をしてほしいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今おっしゃったことは十分理解していますし、先ほど、国がきちんと負担するべきだという話の中で御指摘いただいたことを、私も機会があるごとにしっかりそういう意見を述べさせていたおきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 残り時間が半分を切りましたので、そういう点で、私は関係者だけの努力というか、保護者だけの努力で子育てを一生懸命やって、子供もたくさんこの美幌町で産んでくださいとは、前提条件がなければなかなか言えないというふうに思って、その中で、学校給食費について、地域全体の問題として捉える必要がないかというふうに思っています。

今、美幌町で、第3子以降の給食費無料、それは対象となっている人数と比率で言えば、令和3年で144名の方が全体の構成比11.65%、令和4年では152人になり、12.82%の人は無償化ということで、これは進んでいることだと思います。

一気に完全無償化というのはなかなか大変だという状況もありますので、せめて半額助成してはどうだと、それは前段で申し上げました地域の崩壊につながる人口減少の根っこに関わって、何らかの手を打たざるを得ないということだからであります。

半額助成した場合に、3,040万円の財政負担が伴うということで、これは美幌町全体で、じゃあどうするかという議論を開始できるかだと思うのです。

開始すべきだと思います。それだけの値のある政策だということになるか、それとも3,040万円は出すべきではないということになるか、これは美幌町の少子化にも直結する問題だと思いますので、私は大いに議論を戦わせるべきだと思います。

この場の最終答弁で、わかりましたというふうになれば、それはありがたいのですが、いかがでしょう。もし、同意できないということであれば、町民的な議論をいたしましょうというお答えをいただければと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの御質問でございますが、少子化が地域の崩壊につながるということは、重々理解している

ところでございます。

しかしながら、1回目でも御答弁を申し上げましたとおり、半額助成した場合、3,040万円の一般財源での町の支出が1番大きなところだと思っております。

そのようなことから、ここでやりましょうということは私の立場からお答えはできかねるところでございます。

私どもといたしましても、冒頭答弁を申し上げましたとおり、町長から先ほどもお話がありましたように、本来国がすべきことだと思っております。それに対して、町長部局、さらには、教育委員会としましても機会あるごとに声を出していきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） このことでは最後にしたいと思っておりますけれども、本来国がやっていないことについて、美幌町は子供の医療費の助成、これは通院も含めて中学校卒業までということで踏み切りました。これも多額な財政負担を伴っている。

では、国はどうかと、これは未就学児も含めて、子供の医療費に対して助成をすればペナルティーを科すということなのです。ようやく地方の声に押されて、未就学児への医療費助成はペナルティーから外すが、就学児の助成についてはペナルティーです。これも子育て支援にとって見れば、非常に大きなテーマだったと思うのです。国がやるどころか、ブレーキをかける。やるなという。

この国で、国が本来措置すべきことに対して、地方が地をならして、周りに応えるというのも現に美幌町もやってきているということも含めて、ぜひ、町長と言えど、町民世論がなければ何事もなし遂げられないと思うので、世論を喚起すべきだというふうに思います。

社人研、人口問題研究所の大変貴重なデータがずっと歴年あるのです。ここが何を言っているのか。それにどう応えなければならないのかということも含めて、ぜひ、これは過疎に悩んでいるところほど大いに議論を呼びかけるべきだということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。そういう意味で、ぜひ御努力いただければと思います。

コロナ検査キットの配布について、移りたいと思います。

私は、最初の答弁では12歳未満児が置かれている客観的な状況に対して、お答えになっていないという強い印象を持っています。

12歳以上の方には、感染しない、させないためにワクチンの接種を既に2回、希望者には行って、やがて3回目をやらなければならない。大事なことだと思います。

では、12歳未満児は、この感染とは無関係かという、無関係どころではなく、年齢の垣根は一切ない。

問題は、ワクチン接種の副作用との関係も含めて12歳未満はやらないというだけの話です。

第3回目が始まろうとして、世間は私も含めて大騒ぎしています。しかし、1回目も2回目も3回目も接種されない子供たち、あるいはその保護者はどういう思いで見えていますか。

私たちに対するものは自分で手を洗え、うがいをしなさい、マスクをつけなさい。それ以上のことは全然されていないで、具合が悪くても学校に行こうとか、保育園に行こうとか、そういう状態です。

私はそのことについて、大人として問題を感じないかということをお願いしたいのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、御質問いただいた中で御答弁させていただいておりますけれども、年齢に関係なく答弁をさせてい

ただいておりますので、今、大江議員が、12歳未満の子供たちをどうするかということに対して、私の認識としては、12歳未満でも、成人の方でも全て、今回の抗原検査キットを使っていたきたいという思いであります。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 第1回目の答弁で、年齢に関係なく検査キットの配布を行うと。しかし、前提があるではないですか。感染者や濃厚接触者が発生した場合と。

コロナは、大部分は無症状なのです。感染があるのか、ないかもわからず不安に陥っているということなので、無症状の人も対象からはなから外れている。

そこで、いいことをやっているなど、これは県の段階の話ですが、神奈川県では、小学生以下の子供がいる家庭に抗原検査キットを配布すると。

この取組のポイントは、発熱などの症状がある人に自宅を出る前に検査してもらうことで、感染を広げないために行うということで、30分程度で結果がわかる抗原検査キットを全戸に配布する。すごい量だと思います。とりあえず、77万人分の配布から始まっている。

なぜそうしたか。5月から6月にかけて県民14万人にアンケート調査を行ったところ、30%の人が発熱、せきなどの症状があっても医療機関を受診せず、仕事や学校に行くという回答しているのです。そうしたら、原因がコロナかもしれないけれども、そんなことは言っていられないということで、集団の中に帰っていく。

そして、7月から8月に検査キットを4万人に配布して調べたら、陽性の反応が出た方のうち、88%が今度は医療機関を受診した。98%は外出を控えたということで、検査キットの配布は感染を広げないということで効果はある。

小学校や保育園でのクラスターを防ぎたいという県の意思が貫かれています。北海道は残念ながら、その点でも大きく遅れています。

地域の医師は、症状があったら医療機関を受診すべきなのはみんながわかっている。しかし、現実にはなかなか休めない。医療機関に行くのは敷居が高い。だから、検査キットがあることで、家で調べて陽性だったら、学校や職場に行かない。医療機関に行くという流れができるので、効果的だと言っているのですが、どうでしょう。症状があるということが分かれば、学校ではなくて、保育園ではなくて、家にいる。とりあえずいるか、あるいは医療機関に行くという動機づけを行うということで、私は美幌町でも結果的には空振りだったとなれば、大いにうれしい話ですけど、やるべきだと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 神奈川県の例を御説明いただきましたけれど、私も神奈川県を調べさせていただきました。神奈川県ではという言い方の中において、地域性をきちんと判断しなければならないと思っています。

神奈川県の考えであれば、北海道でもやってほしいですし、やはり神奈川県がそこに踏み切った理由は、東京圏があって、皆さんが市中感染も含めて不安な人がたくさんいるということなのです。

今美幌を考えたときに、キットをお渡しするのに条件は基本的にはないです。

ただ、先ほど不安のある方とおっしゃいましたけれど、不安には何かの原因、例えば誰かがどこかに行ってきたとか、発熱が続いているとか、そういう不安の原因がはっきりした場合については御相談いただければ、それで不安が解消できるのであれば、キットをお使いいただければ結構だと思うのです。

症状がないと使えないではなくて、その代わり何で不安になったかということをきちんと説明いただかないと、うつっているかもしれないと言われても、私は美幌においては市中感染は今のところあるという認識がないので、不安な方は、例えば何日から近くの誰かが札幌へ行ってきましたとか、子供が小さいけれども熱が出ているので不安だからキットをとおっしゃっていただければ、それは対応できると考えている。

その辺は、私どもの説明が悪いかもしれませんが、町民の方には丁寧に、今回利用の幅を広げたことに対する説明はしっかりしていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 私はこの点でも、本来、国民の生命や健康を守るために、国が12歳未満については検査キットを配布するぐらいのことを何でやれないのか。そして、ワクチン接種が可能なところにああだこうだ言っている。

私が12歳に今なったら、むしろ旗は立てられないけれど、何か抗議したいです。12歳未満は人間ではないのかと。

遠慮なく感染の対象になっているのに、年齢によって差別するというのは、これは間違いではないですかというふうに思っていると思うのです。

しかも、検査キットを配布する費用については、今、補正予算が出されていますけれど、臨時交付金の対象に当然になるものです。

対象になって、町の税金を使わなくてもやれるのに、それでもやらないということには断じてならないと思うのですが、直接的なコロナ感染の予防のために、しかも、どこでうつるか、うつったかどうか当事者はわからないでいるという状況の下で、関係する12歳未満の一人一人のところにとりあえず不安なときにお使くださいと

配布することは、全くやり過ぎではないと思うのですが、町長、最後にいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 申し訳ございませんけれど、そこまでは今考えてはおりません。

ただ、先ほどの繰り返しになりますけれども、本当にキットを使いたい方については、きちんとおっしゃっていただければ、対応はさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 時間の関係がありまして、次に進みたいと思います。

学校トイレに生理用品の至急配置をとということで、保健室において配付することによって進んでいきたいという教育長の御答弁でありました。

そこで、データを取っておられるかどうか分かりませんが、先生方にお聞きしますと、美幌町の教育費の薬剤費は、多分この地域では大変低いほうに当たると思うのだけれど、そこから生理用品を大量に用意するというのは、現状の予算では非常に厳しいと思うというお答えをいただいておりますが、とりあえず、保健室に行って貸してくださいと言え、借りられるのですよね。

学校ごとに違うとは思いますが、平均的に1年間でどのくらい配付しているのですか。

東京都などでは、一つの各中学校で年間10万円ぐらいだというデータとしてあるのですが、そんなに美幌町では配付されていないのではないかと。

毎月訪れる生理に対して、昼と夜の対応もナプキンによっては違いがあるようですが、それらも含めて年間12か月、そして1回3日とか5日とか、長引く場合もあるということに対して、生活保護費の算定の中にも入っていませんし、生活保護に準じ

て出されている準要保護の就学援助の対象からも外れていて、一人で安い賃金で働かなければいけないようなお母さんたちがたくさんいて、その中から生理用品を毎月出していく。

学校の先生はこう言うのです。今度は忘れないで持ってきてね。これは指導ですから。

しかし、今度もいつもお金がなくて買ってもらえないという状況の子供たちがもしそういうことを言われれば、来月行けないではないですか。その次も行けないではないですか。

そういう意味で、現状の配付状況を教えていただきたいと思うのです。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 現状の配付状況について、細部までは把握していないというのが実態でございます。

今回、御質問いただいたこともありまして、各学校に聞き取りをさせていただきました。

その中では、小学校、中学校いずれも、現状として必要な場合は、保健室にきていただくという状況でございます。

また、それに対しても、美幌の子供たちは保健室に来ることに対してはさほどハードルが高くないと。いつでも気兼ねなく来ているというお話もいただきました。

しかしながら、子供たちの中には、なかなか来づらいただとか、そういった状況もございますので、割合的には少しの例かもしれませんが、そういった子供たちの声を拾い上げるために、例えば、保健室に来て意思表示をするのが難しいようであれば、カードを配布して、それで保健室に持ってきていただければ対応できるとか、そういった細かい対応をしていければと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 各地の状況を私も

調べているのですが、学校といってもいろいろあって、これは高校の例で、こんなに驚くべきことがあります。

保健室でナプキンを手渡す従来の方式から、トイレに設置したら160倍に増えました。そのときに、先生方は保健室に申し出るストレスがあるということをおられるのです。

案外、現場の先生は、そんなに負担に思わなくてもいい、私は優しく言っているのだからと。ところが、言う側はそうならないのだと思うのです。

トイレットペーパーが常備されているのに、毎月定期的に来る生理用品について、自前で求められています。自分でしなさいと。

地域の認識の上で、保健室に行って要求するというのは、忘れたからか、どうかということに直結する心理的なストレスですよ。

私はびっくりしました。それまで、ものすごく少なかったのが、160倍ということで、情報は教育委員会も取ることができると思いますが、ぜひ調査をして、美幌町も決して遅れてはいないということを証明していただきたいと思えます。

小学校高学年から中学校、高校は道が対応すると思うのですが、時間がないのでこれ以上踏み込めませんので、要請したいと思うのですが、教育長いかがですか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまお話しがありました実態の把握については、しっかりやってまいりたいと思えます。

また、繰り返しになりますが、生理用品を持参できない子供の背景にある細かいこともしっかりと学校として、教育委員会としても把握していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（大原 昇君） これで、3番大江道男さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君）〔登壇〕今回は、教育行政について4点質問いたします。

まず最初に、GIGAスクール構想についてです。

新型コロナウイルスの感染が流行してから1年半以上が経過し、感染予防のため様々な制約がある中ですが、各学校ではよりよい学校づくり、充実した教育活動を進めることが求められています。

ガイドラインに沿った感染予防策を取りながら、いつでも変わらず重要な、目指す子供の姿、求められる学校像の実現に向けて、魅力ある学校づくりを進めていることは理解しているところですが、次の4項目について考え方を伺いいたします。

GIGAスクール構想について。

GIGAスクール構想で整備された1人1台端末を使った授業が始まって約半年が経過しました。GIGAスクールにはトラブルがつきものですが、うまく進んでいるのでしょうか。

それを診断する指標は、自由度が上がっているかどうかであると考えます。

自由度が上がっていればよい方向に向かっていて、できることや選択肢が増えていけば前向きに進んでいると判断することができますと思いますが、本町の小中学校の状況と課題についてお示し願います。

二つ目は、不登校対策について。

新型コロナウイルス感染症による長期間の休校後から、全国的に不登校児童・生徒が増えている状況にあります。全く学校に行けなかったり、学校には登校するものの

自分の教室に入れず、保健室や空き教室で過ごす状況もあるとされています。

本町では、スクールカウンセラーが配置されており、その成果に期待しているところですが、現状と課題についてお示し願います。

三つ目、電子書籍の導入について。

全国の自治体では、学校に配備された1人1台の端末を活用し、コロナ禍でも感染対策を行いながら、子供の読書活動を広げようと電子書籍に注目が集まっています。

自治体が策定した子どもの読書活動の推進に関する計画において、電子書籍を活用した取組が記載されている割合は、規模の大きな自治体のほうが高いですが、整備した端末で活用できる良質なコンテンツの一つである電子書籍へのニーズは多くの学校で高まってきています。

また、第6波の新型コロナウイルス感染拡大も危惧されていることから、今後、電子書籍の導入を予定・検討している自治体が増えてきている状況ですが、本町の考え方をお示しください。

四つ目、ヤングケアラー関連図書について。

ヤングケアラーという言葉を知ったことがない人が大半ですが、近年は都会を中心に、ヤングケアラーが問題視されるようになりました。

ヤングケアラーとは、家族の介護やケア、身の回りの世話を担う18歳未満の子供のことです。

厚生労働省と文部科学省は、ヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームを設置するとともに、各種支援事業が計画されています。

このヤングケアラーを描いた漫画、リエゾン—こどものこころ診療所—が全国学校図書館協議会の選定図書に選ばれました。

この作品は、児童精神科を舞台に、研修医が様々な心の病を抱える子供たちと出会

い、解決策に向き合っていく内容となっており、漫画を通して分かりやすくこの問題に触れることができることから、学校図書館に配備すべきと考えますが、本町の考え方をお示し願います。

以上4点、よろしく願います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 坂田議員の御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、GIGAスクール構想についてであります。現在の状況としましては、授業においては教育・教材用アプリケーションでありますeライブラリーをはじめとして、クラスルームやジャムボードなどをタブレット端末で活用しており、教職員の知恵や工夫により、その幅が広がっているところであります。

また、家庭学習の推進や新型コロナウイルス感染症対策のために、常時家庭で使用できることを目指して、夏休み前及び現在も試験的な運用として家庭への持ち帰りを実施しており、冬休み中における全児童生徒持ち帰りのための準備を進めているところであります。

課題としましては、現在、試験的運用の結果や学校現場での活用において整理しているところであります。具体的には小学校低学年児童への指導や教職員の活用に差があること、また、活用の幅をさらに広げるために必要な備品の整備などが挙げられております。

今後におきましても、学校と連携を取りながら課題を解消し、GIGAスクールの推進が学習指導要領でうたわれております、主体的・対話的で深い学びを実現するとともに、本町の学校教育の課題でもあります児童生徒の学力向上につながる取組を行ってまいります。

2点目の不登校対策についてであります。町内の小中学校における不登校の児童生徒につきましては、令和3年度10月末におきまして、小学校で7名、中学校で1

5名であり、増加傾向となっております。

不登校になる理由は様々であります。本町では、今年度から小学校においてもスクールカウンセラーを配置し、町全体では、これまでの1名から3名体制で実施している状況であります。

また、今年度もサテライト教室では、中学校の教室をタブレット端末で結んだオンライン学習に取り組むなど、児童生徒の状況に応じた対応を行っております。

今後におきましても、人材が不足しているスクールカウンセラーを確保して相談体制を確立することや、教育相談室での様々な学習ニーズへの対応など、児童生徒に寄り添ったきめ細かな取組を進めてまいります。

3点目の電子書籍導入についてであります。子供の読書活動は読解力や想像力、思考力や表現力を養うとともに、多くの知識を得られるため、学力向上につながっていくことから、本町としても推進しているところであります。

各学校においても、読書活動推進のため、朝読書の時間を設けるなど取り組んでおり、御提案の電子書籍の導入も、コロナ禍などで一斉休校となった場合においても読書環境が継続されることから有効であると考えられます。

導入に当たっては、現在検討しております図書館整備とシステムの整備方法などで関連もあることから、併せて研究してまいります。

4点目のヤングケアラー関連図書の配備についてであります。ヤングケアラーは全国的にもクローズアップされているものの、子供たちがヤングケアラーであることに気づかないことや、相談できないことが多いため、その実態がつかみづらいものがあります。

御提案のリエゾンこどものこころ診療所につきましては、ヤングケアラーを正しく理解する教材として有効であると考え

られますので、早速、各校と相談しながら
配備に向けて進めていきたいと考えており
ますので、御理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げました。どうぞよ
ろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さ
ん。

○7番（坂田美栄子君） それでは、G I
G Aスクール構想から再度質問させていた
だきます。

各学校に配備されてから半年の間に、随
分頑張っ取り組んでいることは十分理解
をしております。

ここで、デジタル庁でアンケート調査を
した結果を御披露させていただこうと思
います。

I C T機械の活用について、児童生徒や
教員、それから保護者を対象に行ったアン
ケートの結果から見た課題として、一つに
は、情報端末の持ち帰りの推進、二つ目
は、学校のネットワーク回線の強化、三つ
目は、教員の I C T環境の整備、四つ目
は、効果的な活用事例の発信などが挙げら
れておりました。

その中の好事例を、文科省や経産省の活
用事例と合わせて発信するという計画がな
されておりますので、それも十分活用して
いただきたいという点と、それからもう一
つ、令和4年度の予算の概算要求で、文科
省は教員の I C T環境整備やデジタル教科
書の普及のための費用を計上しているとい
うことでありますので、先ほど、教員の I
C T環境の整備というところが出されてお
りましたので、こういう国の予算を十分活
用した中で、備品の整備をしていただけれ
ば、活用していただければいいのかなと思
っていますので、情報を的確にキャッチし
た上で、利用していただきたいと思ってお
ります。

それから、教職員に対する課題として、
教職員の約6割が活用能力の高い特定の教
職員に業務負担が偏るとということが懸念さ

れていることから、校内のデジタル化や I
C T活用、支援人材の確保が要望されてい
ることも言われておりますが、約5割の人
たちが I C Tの効果的な活用ができていな
いということもありますので、そういう要
望に対して対応できるかが課題だと思っ
ておりますが、そのことについて、今後ど
ういう考え方で進められるのか、考え方が
ありましたら御答弁願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 御答弁申し上げ
ます。

ただいま御質問がありました様々な課題
の中で、一つに持ち帰りの関係がございま
した。

こちらにつきまして、まず持って帰って
子供たちに使ってもらおう。そして、その
ことを保護者にも確認してもらおう。そう
いったことで、我々が机上でやっていた中
で見えていない課題も浮かび上がってく
ると考えております。

そのような中で精査して、本当に使いや
すい、議員がおっしゃるように自由度の高
い環境に持っていければと思っているとこ
ろでございます。

また、デジタル教科書のお話もありまし
た。

議員おっしゃるように、国は2024
年、令和7年度にデジタル教科書の本格導
入を目指していると報道されているところ
でございます。

今年から本町がモデルとなって、本町の
四つの学校でデジタル教科書を一部使っ
ているところでございます。実施している中
での課題等を整理しながら、今後につな
げていければと思っているとこ
ろでございます。

三つ目の教員の業務が偏るのではない
かということですが、議員おっしゃる
ように、教員も60歳から22歳までと
非常に幅広い年齢構成でございます。そ
のような中で、やはり I C Tが苦手な先生が

いるというのも事実であります。

各学校でも、端末が配置された昨年から積極的に研修に取り組んでおりまして、ICTが得意な先生が中心となって研修をやっているわけでありましたが、ふだんの研修はどうしてもベテランの先生が主体的になって、若い先生に指導するというところでやっていますけれども、このICTに関しましては、若い先生が中心となって発案していきます。それに対してベテランの先生が今までの経験だとか、さらなる活用だとかということを中心に付加した中で、学校として一つのものになっていると。

このことで学校内のコミュニケーションも活発化するし、ICTを活用した授業の展開等についてもさらに幅が広がっているという面で、非常にいい側面があるのかなと思っております。

また、本町は授業改善の視点から公開研究会を各学校でやっておりますが、今年から早速ICT、このタブレットを活用して公開授業等も行っておりますので、これらの活用を今後も進めていきたいと思っています。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） ICT端末は、若い先生方にとっては本当に使い勝手のいい機器だと思うのです。

ただ、私たちみたいな年代になると、ICTに関しては導入よりも言葉自体がわからないということが多くて、先生方も大変御苦労されているのかなと思っています。

一つ気になることは、ICT機器を使って授業を進めていくことによって、各学校、各学年、各学級の差が出てくることを1番懸念しているのです。

得意な先生は、いろんなところでICT機器を使って授業をやるのが可能ですが、苦手な先生は、指導を受けてもそれを

使って授業に活かしていくということには時間がかかるのではないかという思いがあります。そういうところをきちんと支援体制、フォロー体制を取っていくことが必要ではないかと思います。

美幌は、小学校3校と中学校2校ですが、学校同士の連携を取りながら足並みをそろえて、美幌町として取り組んでいく姿勢が1番大事ではないかと思いますので、その辺の連絡体制、それから連携体制ということに取り組んでいただければと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 議員からお話がありましたように、苦手な先生もいらっしゃいますけれども、その先生方を校内でサポートする体制もできております。

議員おっしゃるように、まずは学年でということ、学年に複数の教員がおりますので、そこで同じような、学年間で差が出ないような授業のスタイルもやっておりますし、同様にそれは各学校として差が出ないような取組を進めています。

また、本町は小学校三つ、中学校二つということで、管理職、校長・教頭が5人ずつという非常に少ない人数でありますので、まとまりがいいということもあります。

校長会や教頭会議、様々な打合せを通じて、美幌町としてどのようにICT教育を進めていくかということもそこで議題にしながら進めている状況であります。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 各学校での連携もきちんと取れているようですので、ちょっと安心をしましたが、やはりこれからはICTはなくてはならない授業の組立てになってきます。

そういうことからすると、きちんとした

対応策が取られていなくて、ばらつきが出てくると、どんどん差が生じてくる可能性がありますので、その辺のことはきちんと教育委員会が窓口となって、連携体制を取っていただきたいと思います。

このことについては、これで質問を終わらせていただきます。

次に、不登校問題についてですが、不登校問題は、簡単に解決できる問題ではないと思っていますが、未来に向かって羽ばたいていく子供たちの障がいになるものについては、取り除いてやるのが私たちの使命かなと思っています。

そこで、現在もサテライト授業、それからスクールカウンセラーによる取組も行われておりますが、なかなか解決の道が見えないのも現実かなと思います。

不登校に関しては、学習の問題よりも心の問題という側面がクローズアップされがちですが、実は、心の問題ではないのです。

中学1年生の不登校調査からわかったことですが、中1で不登校になった生徒の学力が低いという調査の結果が示されました。

不登校を減らすためには、事が起きてからではなくて、起きる前からの対応ではないかと思っています。

そこで、欠席が多かった子供たちを見てもみますと、学力が低い場合も考えられますし、学力が低いから不登校になる場合もあるというふうに考えられています。

例えば、非行遊び型と呼ばれる不登校は、学力不足が背景にある可能性が高いということが調査の結果からわかっております。

未然防止には、全ての児童生徒を対象に、日常の授業や学校生活の中で、児童生徒が学校に行くことが楽しいと感じられるような魅力的な学校づくりを進める。中心は、授業づくりや集団づくり、単なる居場所づくりにとどまることなく、絆づくりを

見据えた授業づくり、集団づくりを行っていくことが大切ではないかと思います。

一部の気になる児童生徒に対してだけ対人関係スキルを教えてあげる。それから、相談をしてあげるなどの発想は、ここで言う未然防止ではないことに注意すべきだと考えます。

学校全体で取り組むことが重要と考えますが、考え方があれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 不登校の関係でございますが、先般の北海道教育委員会で児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上に関する調査というものの結果が公表されております。

その中で、議員のお話にもありました学業の不振を原因として不登校につながったという事例が、小学校では5.2%、中学校では9.5%と、中学では高い状況でございます。

こちらの学力の不振につながらないための方策としましては、第一にわかりやすい授業を行いますよと。これは授業改善、教員の授業力向上のための研修だとか、校内研修をはじめ、様々な研修に取り組んでいるところでございます。

さらには、学力の向上というのは、授業で学んだことをいかに定着させるかということが大きいかと思っております。

このために今やっていることとしましては、放課後学習サポートを行っておりますけれども、これに加えて家庭学習が非常に大事なところだと思っております。

授業にICTを使っておりますし、家庭学習についても今後はタブレット端末を持ち帰りになりますと、タブレットを活用した家庭学習もできます。そうすることによって、家庭学習での進度をデータで蓄積できておりますので、弱い部分だとか、さらに伸ばすべき部分というのを個別に指導することもできるという状況でございます。

さらには、これらを推進していくためには、学校、家庭、時には地域、これは学校運営協議会だとか、コミュニティスクール、こういったところが一体となって進めていかなければいけないとされているところでございます。

また、議員からもありましたけれど、やはり学校が楽しいと思える場所にしなければならない、これは至極当然のことだと思っております。

学校によっては、様々なコミュニケーションスキルを高めるための取組、これは総合的学習だとか、道徳の時間を通じた中で取り組んでおります。

今後についても、教育委員会、学校が一体となって、学校の魅力化についても取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 今、いろいろと学校の中で取り組まれているということは理解いたしました。

私の知っている人で、今はもう中学校を卒業してしまったのですが、中学生のとき不登校になった原因というのが、学校に行っても授業が全くわからないというのが大きな原因だった。

女の子も男の子にもお話を聞かせていただきましたけれど、1番は教室にいても授業が始まっても何を聞いてもわからない。ちんぷんかんぷんだと。だから、窓から外を眺めて、1日いっぱいそれで時間を潰すという生活が続いたことによって、不登校になっていく状況がつくられていくのかなと私は感じていました。

例えば、サテライト授業で、学校に行っただけで授業をしてわかる授業、個々に勉強を教えてもらって、少しずつわかるような取組はしてきたのだと思うのですが、自分と指導してくれる先生の2人だけの対面です。

でも、どちらの男の子も女の子も、友達とコミュニケーションを取りたいというのが1番大きなことだったと思うのです。そのコミュニケーションも自分が勉強ができないばかりに、自分で身を引いてしまう。だから、友達とのコミュニケーションが取れなくなってしまったということがあって、勉強は少しずつできるようになってきたけれども、友達とのコミュニケーションが取れないばかりにますます学校に行かなくなってきたというのが子供の心理状態でした。

お母さんについても、やはり子供が勉強ができなくて、学校に行くようにサテライト授業で教えてもらったとしても、今日はわかって帰ってきた、こういう勉強をしてきてわかったと言いながらも、それ以上のことは子供に要求してもできないというのがあって、やはり学力が1番大事なのではないかというふうに、今回特に感じました。

それで、学校づくりというところに力を入れていただきたいという思いがあります。

学校づくりということの中には、当然学校づくりは学級づくりなのですが、学級づくりを強調するということになると、一つは、学級担任が各自で頑張れば良いという受け取り方をされてしまう。

もう一つは、うまくいかなければ、学級担任の責任という発想に陥ってしまう可能性があるのですが、学級づくりではなくて、全体の学校づくりということの主眼にしていきたいと思っております。

そうしないと、いつまでたっても担任の先生と学級の中だけの会話になってしまうし、対応になってしまうということではなくて、学校に行けばみんなが楽しい、そんな感じにしてもらうためには、学校づくり、そういう学校の中で、校長先生を中心とした先生達の連携、それと子供達と一つになるということが重要なことかと思いま

すので、その辺のことも理解をした上で対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） これまでも町の教育行政執行方針の中でもうたっておりますけれども、やはり教育は人づくりだということ、このことは各学校の校長たちに私から毎年お話をさせていただいているところでございます。

その中で、教育をよくしたいという思いの中で、そのためにはまずは学校づくり、学校を構成していくのは学級だということで、日々の学級づくりに対して、各学校とも一生懸命に取り組んでいただいているところでございます。

また最近、本町の人事配置の特性からしますと、中間層、いわゆる30代後半から40代中盤の中間層と言われる世代が不足している状況にあります。

初任の先生も各学校で毎年一人、二人は必ず入ってきていますから、その人材育成もまずはしていただきたいということで、教員同士で人材育成に取り組んでいるところでございます。

そういったことで、同様に学級づくりについても学年運営、各学級でお互い指導しながら一つの学年をまとめています。それが積み上がって学校にもつながって、さらには、本町の学校教育全体の底上げ、レベルアップにもつながっていくという思いであります。

また、学力の関係でありますけれども、議員から以前にも何回か御質問をいただいております。

中1ギャップだとか、そういった様々な問題もございます。それぞれの年齢、学年に応じて、つまづきが出て授業についていけなくなった。そうすることによって不登校につながっているという事例もございます。

教育委員会、学校としましても、誰一人

取り残さないと、そういう思いでやっておりますけれども、万が一残ってしまった子供たち、その子供たちをどう引き上げていくかということが大きな課題であると思っております。

それらに対しても、各学校でも管理職が中心となって、例えば、学習サポートだとか、先ほども少し話しましたけれども、コミュニケーションスキルを高めていくような取組だとか、そういったことも行っているところでございます。

答弁になっていないかもしれませんが、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 教育長の答弁で理解をいたしました。

先ほどの答弁の中で、スクールカウンセラーをまた配置したいという考えをお持ちだったのですが、ある地域では不登校経験者の人たちで講演会ですとか、パネルディスカッションだとか、そういうものを実施しているところがあります。

その中で、不登校経験者はスクールカウンセラーに対して、たまたまその人には合わなかったのかもしれないですけど、学校に常駐していなかったということも原因の一つとしてあったようですが、話を聞いてもらうだけで、根掘り葉掘り聞かれて心理的に負担だった。それだったら養護教諭のほうが話しやすかったという自分の体験を語っていた人もいましたので、その辺のことも、子供たちにとってはどういう対応の仕方がいいのかということも含めて検討していただく必要があるのかなと思っております。

美幌ではそういう話を聞いたことはありませんが、地域によってはそういうこともあり得ることなので、できればそういうところもきちんと対応をしていただけるように取り組むことが大事なのかなと思っておりますが、その点についてはいかがです

か。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

本町のスクールカウンセラーは、本年度から小学校にも2名増やしまして、3名体制で取り組んでおります。

こういうお子さんがいましたら、まず保護者にも確認させていただきながら、養護教諭がいいのか、もしくはスクールカウンセラーがいいのか、その辺を確認して、場合によっては、スクールカウンセラーの先生が自宅に行って、お話を聞いていただいているということもありますので、その辺は学校とも連絡を密にしながら、その子に応じた相談体制等を今後とも築き上げていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 今答弁していただきましたので、十分理解いたしました。が、やはり子供が問題を抱えているのではなくて、問題を背負わされているという、そういう意識を持って対応しなければいけないのではないかと。子供が不登校になっている原因、これをしっかり理解してやるのが重要だと思いますし、支援する人たちとの信頼関係、これからどんな信頼関係を持っていくのかというところが1番重要な取組かと思っておりますので、できれば、子供たちの不登校をなくす、休ませない、子供が休まないようにできるだけ気をつけて、変化があったときにはすぐ対応できる状況をつくっていくことで、未然に防ぐことができるのかなと思っておりますので、その辺のことも十分連携を取りながら進めてもらうことによって、美幌町からは不登校の子供たちが少しでも減るような努力をしていただきたいと思っております。

先ほど、中学生が15人もいるということになると、子供の数からすると多い人数かなと思っておりますので、その辺のところもき

ちんと対応できるように、今後取り組んでいただければと思います。

そのことについては、答弁いただかなくても取り組んでいただくということで、強調させていただきたいと思っております。

それから、次の3点目の電子図書の導入についてです。

電子図書は、今、新型コロナウイルス感染症が下火にはなってきておりますが、この感染症の影響によって多くの図書館が閉館となったために、電子図書を活用した読書の在り方に関心が持たれるようになりました。

昨年12月の時点で1,376自治体のうち、公立学校に電子書籍を導入している割合は2.0%、今後、公立学校で導入を予定している自治体は1.3%ですが、これを検討している自治体というのが8.8%あるということです。

公立図書館で電子図書を貸出ししている自治体は、1,178自治体のうち9.8%、今後、公立図書館で貸出しを予定している自治体は4.7%、導入を検討している自治体は22.4%を占めているということで、電子図書の導入を予定・検討している自治体がこれからも増えていく状況にあるのかなと思っております。

ただ、この電子書籍を導入するに当たっては、予算不足を挙げた自治体が結構多いというふうに思っております。これも公立学校で導入を予定・検討している自治体は66.9%、公立図書館で貸出しを予定・検討している自治体の67.4%に上っているということで、今まさに電子図書を導入しようとしている公立学校も自治体も増えてきている状況にあると言っていいと思っております。

先ほどの答弁にありましたように、美幌町も図書館整備と関連性があるということで研究をしたいということですが、このことについては、いつ頃から導入に踏み切る予定があるのかが気になるころですが、そのことについては、図書館との連携をど

んなふうに進めているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 電子書籍の関係でございますけれども、まず、これから図書館整備を検討、予定しておりますけれども、その中で電子図書についても検討している状況でございます。

そちらに合わせて、各学校で配置していますタブレットの中で対応ができるかどうか、新たなシステム開発が必要なのかも含めて検討していきたいと思っておりますので、具体的な時期については、お示しすることはできない状況でございますので、御理解いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 答弁の中でそういうイメージかなと受け取ったのですが、栃木県矢板市では、去年9月に市内の小学校8校、中学校3校の11校で1人1台タブレット端末の整備が完了したということを受けて、翌月、翌年ではなくて、翌月の10月には学校電子図書館を開設して、自治体が所管する公立小中学校で一つの電子図書館を使える仕組みをつくり上げたというのが全国初ということで紹介されています。

やろうとすれば方法はいくらでもあるのかなと。

図書館と連携をしなければならないということもあるのですが、ただ、コロナのこれからの状況がどうなっていくのかわからないことを考えてみれば、美幌町の3小学校、2中学校の図書館を一つにして、それで電子図書を導入するというのも考えられることではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 今、教育委員会としましても、各学校の図書館と美幌町図書館の連携にも非常に力を入れて、各学校

に巡回司書も配置している状況でございます。

そのような中で、学校は学校、町の図書館は図書館という形で進めるのではなく、地域の図書館ということでもありますので、美幌町図書館が主体的になって、子供からお年寄りまでの読書環境の整備、充実に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 学校図書館と町立図書館が連携しているというのは、十分理解をしているところです。

ただ、これから先どういうふうになっていくのかわからない状況の中では、それも一つの方法かなと考え方をお示しいたしました。

今、1人1台の端末整備ができて、デジタル教科書の普及も含め、子供たちの学習環境が急速にデジタル化している状況を踏まえて、小中学校向けの電子書籍読み放題サービスが民間で開設されるようになってきております。

来年4月からは提供開始に向けて無料トライアルを展開するということがありますので、いずれにしても、民間はそういうところでどんどん電子書籍を利用してもらう動きが始まってきていますので、その辺のことも考え合わせて、どういうことができるのかを含めて、今後、検討していくことがあるのかなと思います。

民間は、自分のところで書籍を持っているので、取り組みやすいと思うのですが、端末を使って配信されることによって、そちらを優先で利用してしまう可能性もないとは言えないので、その辺のことも考え合わせた上で、取組は早目早目にやっていかないと、時期が遅れてしまうという思いがありますので、時期を想定しながら、図書館はまだ構想中で、全く先の見えないところかと思っておりますので、子供向

けの書籍については、できるだけ早く利用できる状況をつくっていくことが大事なことかと思いますが、いかがですか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 電子書籍の関係で様々な御意見をいただいたところでございますけれども、紙媒体の本につきましても学校図書館の整備を行っているところでございます。

電子の場合は、例えば音が聞こえるだとか、コロナ禍において、自宅で読書環境を維持できるというのもございますけれども、現状の紙媒体の図書、こちらの読書にも、電子にはない行間に含まれていることはどんなことかということに思いをはせながら、読解力だとか、想像力の醸成につながるという大きなメリットもございますので、町としましては、欲張りかもしれませんが、それぞれのいいところを両方持っていくような、ハイブリッドな形で進めていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 教育長の言うことはよくわかります。

私も全て電子図書がいいとは思いません。紙媒体の図書もいろいろ自分で空想しながら、イメージを持ちながら読んでいくという意味ではいいところは確かにあります。

ただ、時代遅れにならないためにも、これから先、そういうものを利活用して、いろんなことが始まるという意味では、こういうこともできるだけ早く取り組んだほうがいいという思いがあって、今回質問させていただきましたので、図書館との連携も、電子書籍についても含めて、できるだけ早い段階で取り組めるよう準備を進めていただければと思います。

その点については、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 十分に意を用いて進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 最後に、ヤングケアラーについてですが、答弁にもありましたように、導入に向けて各学校と連携を取っていくということなので、いいことだと思っています。

ヤングケアラーについては、ある学校で中学生を対象にしてアンケートを取った結果、7割以上の子供たちが言葉も聞いたことがないというのがほとんどだったということです。さらに、ヤングケアラーとはどういうことかという意味がわかる子は、3割程度の子供たちのうちの1割程度しか理解をしていなかったということがありますので、どこかの時点でその言葉、内容をきちんと理解させてあげなければいけないのかなど。

特に、中学生の子供たちがそういう境遇に置かれていることがあるので、その辺のことが1番大事な事かなと思います。

ただ、注意しなければならないのは、ヤングケアラーであることが悪いことだと受け止められないようにすることが1番大きな課題ではないかと思っています。

子供たちは、家族の世話をするのは自分では当たり前だと思っている状況なので、だから、そういうことが過度の負担にならない、勉強に支障を来したり、子供らしい生活が送れなくなることがないように注意して見守ることが大事です。

前回質問にもありましたけれど、美幌町ではそういう対象になる子供たちがいないということだったのですが、これからは対象になる子供も出てくる可能性がありますので、いち早くそういうことを見つけて、対応できる、相談することができるようにしてやることが大事な事かなと思います。

今回は、関連図書を配備していただきたいという思いで質問をさせていただいたのですが、核家族になってきている状況なので、ヤングケアラーになる可能性を秘めているということも含めて、理解をしていただきたいということで今回質問させていただきました。

以上で、私の質問は終わりますが、教育長、ヤングケアラーについて、何かお話できるものがあったらお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ヤングケアラーの関係でございますが、早速図書を購入させていただきたいと思っております。

また、図書について、当然買って終わりということではございません。図書室には学校図書を配備しており、それぞれの本の紹介を非常に凝った形でやっておりますので、このヤングケアラーについても、社会問題化しているけれども、その背景についてもわかるような表示をさせていただきたいと思っております。

また、この本を活用するとともに、授業の中で、保健体育で取り込めないかとか、総合的学習で取り入れられないのかということも学校の中で考えていただき、ヤングケアラーをしっかり正しく理解してもらうことがまず第一だと思っております。

また、校内におきましても、子供たちが困ったときに相談できるような体制、環境づくりに努めているところでありますが、学校と教育委員会、さらには地域と協力しながら、さらに充実してまいりたいと思っております。

もし、そういったヤングケアラーに該当するような事例がありましたら、困っている状況をどう支援して、解決につなげるかということ、町の関係部局とも連携しながら、今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） これで、7番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時20分といたします。

午後 0時07分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 同意第6号

○議長（大原 昇君） 日程第3 同意第6号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案の2ページでございます。

同意第6号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員菅原雅之氏は、令和3年12月24日をもって任期満了となりますので、次の者を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、菅原雅之氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第6号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。
したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第4 諮問第3号

○議長（大原 昇君） 日程第4 諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案3ページでございます。

諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員白石眞知子氏は、令和4年3月31日をもって任期満了となるので、次の者を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、白石眞知子氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、諮問のとおり適任とする意見に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、適任と答申することに決定しました。

◎日程第5 議案第68号

○議長（大原 昇君） 日程第5 議案第

68号行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の4ページになります。

議案第68号行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第68号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正目的でございますが、総務省通知の発出をはじめとして、国や北海道において、行政手続における押印廃止に向けた取組が進められる中で、本町におきましても行政手続における押印が必要なものについて見直しを行うこととし、関係条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容であります。押印に関する記述のある美幌町住民投票条例、美幌町固定資産評価審査委員会条例、2件につきまして、押印の文言を削除し、行政手続において、押印を求めないことに改めるものでございます。

押印の見直しに際しましては、現在、押印を求めている書類1,104件につきまして、国のマニュアルに基づき、押印を廃止または押印を存続する書類に分類した結果、廃止は1,062件、存続は42件となったところであります。

認め印については原則全ての押印を廃止いたしますが、契約書や実印、登録印、銀行届出印など、押印以外の代替手段のない手続や、法令等により押印が義務づけられ

ている書類については押印を存続することにいたします。

行政手続における押印の見直しにつきましては、町広報、ホームページ等を通じまして、町民皆様に広く周知を図ってまいりたいと存じます。

施行日は、令和4年4月1日でございます。

参考資料2ページ、3ページに関係条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上、議案第68号について御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 1点だけですけれど、今までは本人確認だとか、印鑑があるという形で本人ではないかというイメージがあったのですけれど、今回、契約行為についてはそのままだということですが、申請書類だとか、もらう書類の中で悪意者がいた場合、それはどのように対応できるのか。

そういう人がいた場合、受付のときに何か確認方法を取るだとか、実はこういうやり方があるだとか、そこだけが気になります。

お願いします。

○議長（大原 昇君） 総務課長。

○総務課長（関 弘法君） ただいまの御質問でございますけれども、今回、押印を廃止いたしました。その結果、署名が主になってこようかと思えます。

ただ、署名につきましても、当然ながら本人であるかどうか、そういった100%の確証は求められない事実はあるだろうという認識はしてございますけれども、署名という一定の担保の中で申請を承っていきたい。まず基本はそこにあると思って考えます。

また、疑わしい部分と申しますか、そういう疑義が生じた場合につきましては、当然ながら身分を証明するものの提示を求めたり、そういった代替策については、必要に応じて対応していく必要があるのではないかと、そのようには考えてございます。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 先ほど総務部長から、存続するのはこの通知に基づいて42件あるということだったのですが、この機会に主立った書面、42件全部でなくていいので、町民の皆さんが通常関わるような書類について、例示としてお答えいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 総務課長。

○総務課長（関 弘法君） まず、主に利用されるだろうと思われるのが、口座振替の登録の申請用紙でございます。

こちらは、銀行印を必要とすることから、存続という形になります。

また、契約書、支出・収入の根拠になるものでございますので、こういったものにつきましては、当然ながら引き続き登録印等において実施をさせていただくこととございます。

また、奨学金の貸付けであるだとか、そういった部分につきましては、これまでも印鑑証明と合わせました申請をいただいているところでございます。こういったものにつきましても存続ということになってございます。

こういった点が、町民の方に係る主な部分かなと考えてございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第68号行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第69号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第69号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 議案書の5ページになります。

議案第69号美幌町税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の4ページをお開き願います。

資料2、議案第69号関係。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、2点ございます。

1点目は、国民健康保険税の賦課割合の全道統一化に向けまして、算定方式及び税率の見直しを行うものです。

2点目は、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を減額し、子育て世帯の負担軽減を図るため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、1点目の算定方式及び税率の見直しですが、現行の算定方式は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で算定しておりますが、このうち資産割を廃止し、3方式に変更するとともに、税率を北海道から示されました標準保険料率を参考

に、次のとおりといたします。

まず、医療分ですが、所得割は7.0%を据え置きます。資産割は廃止し、均等割を2万4,500円から2万6,000円に増額、平等割を2万6,000円から2万7,000円に増額します。

次に、後期高齢者支援金等分ですが、所得割は2.1%を据え置きます。資産割は廃止し、均等割を7,000円から8,000円に増額、平等割を1万円から9,000円に減額します。

次に、介護納付金分ですが、所得割を1.0%から1.4%へ増額、資産割は廃止し、均等割は8,000円を据え置き、平等割を8,000円から6,000円に減額いたします。

次に、2点目の未就学児に係る被保険者均等割額の減額による軽減措置につきましては、ゼロ歳から6歳の未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を5割減額し、世帯区分ごとに、次のとおりといたします。

まず、医療分ですが、低所得軽減世帯以外を2万6,000円から1万3,000円に、7割軽減低所得世帯を7,800円から3,900円に、5割軽減低所得世帯を1万3,000円から6,500円に、2割軽減低所得世帯を2万800円から1万400円にそれぞれ減額します。

次に、後期高齢者支援金等分ですが、低所得軽減世帯以外を8,000円から4,000円に、7割軽減低所得世帯を2,400円から1,200円に、5割軽減低所得世帯を4,000円から2,000円に、2割軽減低所得世帯を6,400円から3,200円にそれぞれ減額します。

最後に、その他といたしまして、改正に伴う字句の整理を行おうとするものでございます。

なお、参考資料5ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、地方税法。

施行日は、令和4年4月1日でございます。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） それでは、2点です。

今回、この賦課割合を全道統一化に向けて見直しするというのですが、道が示しております標準保険料率を参考にということですが、これは市町村によって特殊な事情がある場合、この道が示した標準保険料率と違う形で設定ができるのかどうか。もしそうだとすれば、それはどういう場合なのかということですか。

もう1点は、今回の見直しによって、標準世帯では令和3年度と比べて、令和4年4月1日以降、平均的に負担がどうなるのかということを試算したものがあれば、この結果、そんなに変わらないのか、減るのか、増えるのか、その辺の状況を試算したものがありましたら、御説明いただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 税務課長。

○税務課長（菅 敏郎君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、道が示す標準税率に対して変更ができるのかという点でございますけれども、これにつきましては、令和12年度に全道統一化に向けて進めている最中でありますので、それに向けて順次全道的に変えていくという中で、示された税率とイコールという形には現在のところなっておりません。

将来的に全道統一化に向けたときには、道から示された税率によって取り扱うという形になりますけれども、今のところは、各町村でそれぞれ税率を決める段階となっておりますので、今の段階ではないという形になります。

それから、もう1点の令和3年度との比較という形になりますけれども、代表的なところになりますと、固定資産を持っている世帯、持っていない世帯で変わってきます。

計算といたしまして、いろいろなケースを考えておりますけれども、代表的なところといたしましては、1人世帯、固定資産税が現在5万円かかっているという場合ですと、単身世帯の場合であれば、税額が年額3万7,700円から2万1,000円と、1万6,700円下がるという計算をしております。

同じく、70歳の1人世帯で固定資産税がない場合は、2万200円の保険税に対しまして2万1,000円ということで、この場合は年間800円の増額というふうに計算しているところであります。

また、2人世帯ということで計算した場合、世帯主64歳、配偶者64歳で、所得150万円とした場合につきましては、固定資産税が5万円かかっている場合につきましては、24万9,500円が23万8,200円と1万1,300円減るというふうに計算しております。

また、固定資産税がない場合は、23万1,000円から23万8,200円と、年間7,200円増えるというふうに計算しているところであります。

あと、3人世帯で、夫婦とお子様1人、年間所得400万円ということで計算した場合、固定資産税が同じく5万円かかっているという場合につきましては、保険税額53万3,500円が53万4,700円と1,200円増えるというふうに計算しております。

また、固定資産税がない場合につきましては、51万5,000円から53万4,700円と、1万9,700円増えるというふうに試算しているところであります。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さ

ん。

○11番（上杉晃央君） そうしますと、令和12年度までに段階的に各市町村で税率を見直ししながら、この時点では全道一律になってくるということで、12年度に一本化するとすれば、どれぐらいの間隔で美幌町はこの税率を必要に応じて見直ししていく考え方なのか。その1点。

それから、傾向はわかりました。固定資産税が課税されている世帯とされていない世帯によって、所得が比較的少ない世帯では、固定資産税があった方はマイナスで、そうでないところはプラスになる傾向だということでした。

これは、全道的にこういう形で一本化になるということで、やむを得ないことだと思うのですが、先ほど言った、何年ごとの計画で美幌町は税率を見直すか。もちろん保険料と費用の関係を見ながらということですが、現状ではどれぐらいの周期で見直しをしていくのか、その辺の考え方だけ教えてください。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） スケジュールについてはですが、北海道の運営方針が示されるのが、今後3年に1回ずつ運営方針の見直しをかけるということになっております。

令和4年、7年、10年と3年ごとに見直しがかかって、標準的な数字が示されてきて、最終的に令和12年に全道統一という形で、スケジュールが組まれております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 改正内容については理解いたしました。

もし、算出していれば教えていただきたいのですが、この改正で、例えば、令和3年度の数字に置き換えた場合、どれ

ぐらいの見込みになるのか、算出していれば教えていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 税務課長。

○税務課長（菅 敏郎君） ただいまの質問ですけれども、現在と比較して約1,000万円程度の減収になると試算しているところであります。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第69号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第70号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第70号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の9ページをお開き願います。

議案第70号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の18ページをお開きください。

資料3、議案第70号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります、住宅の質の向

上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、市町村が行う長期優良住宅の計画の認定に係る事務について改正されることとなったため、手数料について改定を行うものです。

改正内容であります。一つ目といたしまして、住宅性能表示制度との一体申請による規定の整備を行うもので、長期優良住宅の認定申請に当たり、あらかじめ、住宅性能評価の申請に併せて、長期使用構造等の確認を求めることができることとされたことから、以下に記載のとおり、二つのケースを一本化することにより、申請事務の合理化を図るものでございます。

改正内容の二つ目といたしまして、認定基準の追加に伴う手数料の改定を行うもので、長期優良住宅の認定基準に建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることが追加されたことに伴い、豪雨による土砂災害等の影響を受ける可能性が高い地域に対する立地規制等の確認を行うため、審査時間が増加することにより、以下に記載のとおり手数料の増額を行うものでございます。

新旧対照表につきましては、19、20ページを御参照願います。

根拠法令等は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律で、施行日は、令和4年2月20日でございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第70号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第71号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第71号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 議案書の11ページになります。

議案第71号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明をいたしますので、参考資料の21ページをお開き願います。

資料4、議案第71号関係。

美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、産科医療補償制度掛金の引下げに伴い、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算する額を引き下げるとともに、出産育児一時金の基本額を引き上げることによって、出産育児一時金の支給総額を現行の42万円に維持するものです。

改正内容は、産科医療補償掛金加算額を1万6,000円から1万2,000円に引き下げ、出産育児一時金の基本額を40万4,000円から40万8,000円と引き上げます。

参考資料の22ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、健康保険法施行令。

施行日は、令和4年1月1日でございます。

以上、御説明申し上げます。よろしく
お願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認め
ます。

これから、議案第71号美幌町国民健康
保険条例の一部を改正する条例制定につ
いてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成
の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決
されました。

◎日程第9 議案第72号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第
72号美幌町交流促進センター条例の一部
を改正する条例制定についてを議題とし
ます。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 議案の12ペ
ージをお開き願います。

議案第72号美幌町交流促進センター条
例の一部を改正する条例制定についてを御
説明申し上げます。

美幌町交流促進センター条例の一部を改
正する条例を次のように制定しようとし
る。

記以下につきましては、参考資料で御説
明いたしますので、参考資料の23ページ
をお開き願います。

資料5、議案第72号関係でございます。

改正目的であります。峠の湯びほろに

つきましては、指定管理者による継続的な
施設運営を可能とするため、令和4年4月
より入浴料金を値上げすることとし、料金
表を改正しようとするものであります。

また、あわせて、条文の文言を整理しよ
うとするものであります。

改正の内容であります。料金表の改正
であり、別表第9条関係、使用料金表の入
浴料を、大人の改正前と改正後ですが、普
通券1回券500円から600円へ、回数
券12回券5,000円から6,000円
へ、特別券1回券1,000円から1,10
0円へ、特別回数券12回券1万円から1
万1,000円へ、小人の改正前と改正後で
ありますが、普通券1回券250円から3
00円へ、回数券12回券2,500円から
3,000円へそれぞれ表のとおり改正しよ
うとするものであります。

あわせて、条例第3条及び第6条の条文
の文言の整理を行おうとするものであり
ます。

施行日は、令和4年4月1日でありま
す。

なお、参考資料の24ページに改正に係
る新旧対照表を添付しておりますので、御
参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げます。どうぞよ
ろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行
います。

1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 今回、継続的な施
設運営を可能とするために値上げをしま
すということですが、まず、消費税が上
がって、それも上げていないということで、
今までは指定管理者が消費税を払って
いたという形で、その分を上げますとい
うのであればまだわかるのですけれど、
それであるとしても550円が妥当だと
感じます。

そのほかに、いきなりお客さんに負担を
求めるのではなくて、何か自分たちで
自助努力をしたのかどうか。

例えば、現在はシャンプーとかリンスが設置されていると思うのですけれど、それらを撤去して有料にするとか、ほかに何でもいいのですけれど、そういう自助努力をして、足りないから料金を上げさせてくれという段階を踏んでいくのであればわかるのですけれども、そういうのが見えてこないというのと、平成31年に公共施設の料金改定を全て行っていると思うのですけれど、そのときに何で交流促進センターの料金も上げなかったのかなど。

大きく2点目は、現在、旧回数券を使用していると思うのですけれど、旧回数券を持ってきたときに、そのまま入れるのか、あるいは、新たな料金にプラスした料金を取るのか。それとも、そのままらって、不足分は町で払うのか。

その辺がどういうふうになるのかについて教えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） まず、1点目の料金改定に関する自助努力ということで、本施設の料金につきましては、平成8年のオープン以来、料金改定はしてございません。

その後、指定管理料等で賄ってきたところでございますが、このたび、誠に心苦しいところでございますが、利用者の方にも御負担をいただきたいというところでございます。

また、自助努力をこれまでやってこなかったのかということでございますが、例えば、サウナのマットでありますとか、ちょっと古くなりますが、タオル、あるいはバスタオルの有料化だとか、そういうことで指定管理者としても様々な部分で自助努力は行ってきた結果でございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、平成30年度の各施設の使用料・手数料の際、どうだったかということでもありますけれども、検討はされましたが、そのときには改定は見送られたという

ことでございます。

旧回数券につきましては、料金をプラスしていただくということは考えてございません。

あくまで、入浴原価の前年3か年の平均を補填するという契約になってございますので、改めて100円を足していただくということは考えてございません。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 前回の公共施設の使用料見直しのときに、その俎上に上がってこなかった、改定しなかった理由を最後にお聞きしたいのと、旧回数券、500円の価値をそのまま使えるということで、私は、それはプラスして取るべきだと思うのですけれども、取らない、行政が負担するとなった理由についてもお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 当時の平成31年の料金改定の見直しの部分ということで、収入と経費の部分を計算しまして、入浴料は現状の大人500円、子供300円の料金では足りないということは、当時も承知していた。

失礼いたしました。

子供250円の部分で、足りないという部分は承知はしておりましたけれども、そちらの際に、当時の指定管理期間が途中だったということもございまして、指定管理者の期間が終わってから、そういった部分も含めて検討し直すことを優先されたというふうに聞き及んでおります。

また、回数券の部分ですけれども、先ほど経済部長からも答弁しましたように、来年3月末までということで、平成30年度から来年3月までの回数券、今の指定管理者が販売している部分につきましては、500円でということでございます。

こちらは事前に販売されて、道央環境セ

ンターが売った分については、来年3月末までですけれども、その前の4年前以前の指定管理者が売った分につきましては、その際にこの金額で入浴可能ということで御説明をして、購入していただいているということですから、プラスしないで500円のままということで、御入浴いただくということで御理解をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 現指定管理者の分は有効期限がついていて、当然無効になったら使えないというのは理解しています。

以前売られていた有効期限がない回数券は、行政として負担します。その際は100円を徴収しないで、そのまま使っていただくと理解しましたけれども、おおむね年間どのぐらいを見積もっているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの御質問ですけれども、令和2年度の入浴補償金につきまして、今の指定管理者に補填しております実績額は、20万3,740円でございます。

過去になりますと、平成30年度が大人と子供を合わせまして341万7,753円、31年度につきましては、合計で58万875円、繰り返しますが、2年度が20万3,740円ということで、年々大幅に下がってきておりますので、令和4年度に支払う金額につきましても、今の指定管理者の以前の回数券の補填につきましては、この20万円を下回るのではないかと考えてございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 私は1点、今の回数券のことについて再確認したいと思います。

全員協議会の中で、改正するまでの回数

券の利用期限は令和4年3月31日までと私は聞いたのですけれども、その辺をもう1回説明していただきたいと思います。

また、令和4年3月31日を過ぎても、今の話の中では500円で使えると受け取ったのですけれども、再度説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの御質問ですけれども、回数券について誤解を与えるような説明をしてしまって申し訳ないですけれども、現指定管理者がこの4年間、平成30年度から販売している回数券につきましては、来年の令和4年3月31日までの利用期限ということで記入をさせていただいて、こちらにつきましては、来年3月31日を過ぎての使用はできないということで、現在の指定管理者と確認をさせていただきます。

また、そちらの周知につきましても、指定管理者のホームページですとか、SNSですとか、町でも今回条例改正をお認めいただいた後になりますけれども、入浴料金の改定の部分ですとか、回数券の使用期限ですとか、そういったものを広報等にて周知していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 説明は理解しました。

私は当時担当もしました。そのときは定期入浴券を廃止するというので、条例案を提案して、議決いただいたのですけれども、そのときの取扱いは、有効期限をつけないで、3月31日の廃止される前までに購入した人は認めていたということをお紹介したいと思います。

そこで、今、影山課長が言われた回数券の利用期限を令和4年3月31日と設けるならば、条例かわからないですけれども、きちんと定めないと法的に問題があるので

はないかと思うのですけれども、その辺をどのように考えているのか、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの御質問ですけれども、利用者の方には、今現在の指定管理者が販売する際に、受付で販売しておりますけれども、販売していただく中で御説明をさせていただいておまして、この回数券については期限があるということを説明してございますので、法的にということの御指摘でございますけれども、説明は尽くしておりますので、そちらで御理解をとということで、利用者にお話をしているところでございます。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 再度、しつこいのですけれども、私は道の町村議長の事務局にも今日確認を取りました。

確かに、影山課長がおっしゃるとおり、料金については条例でうたう。ただし、それ以外のことで制約を設けるならば、きちんと何らかの形で残すべきだろうと。

そして、後段で説明された住民に対する周知を、数多くの期間を持ってやるべきでないかという助言をいただきました。

条例ではないかもしれないけれど、きちんと規則等でそのことを定めて、町はどのようにやるということをやすべきだと思うのですけれども、最後にその見解についてお伺いします。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、道町村会の事務局に今回の件について確認いただいたというお話でございますが、何らかの形で残すべきというところが、それが規則となりますと、その規則に基づいて回数券の期限を付記するというような流れになろうかと思いますが、今回、回数券でうたっている時点というのが、既に指定管理も4年

目に入りまして、1度今回で切れるような形、来年3月末で切れるような形になりますけれども、私どもも町村会に確認をさせていただきたいと思っております。

それで必要あれば、そういった対応について、これから対応を詰めていきたいと考えてございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 提案された中身は、入浴料の引上げということであります。

普通券などは2割、特別券などは1割の値上げということで、これが入浴客が維持されるのであれば、計算どおり収入になるだろうと思うのですが、入浴客にとってのメリットがなければ、値上げをしたところで、逆に減収になるということも明らかになってまいります。

今回は、町の税金で管理者の運営を助成するという方法は取られていませんけれども、指定管理料プラス入浴料で基本的には成り立っている。

入浴料が値上げすることで、逆にトータルとして減収になるということになれば、運営維持のためには町の税金を追加で補填せざるを得ないということは目に見えているわけです。

今回、入浴料金を値上げすることで、入浴客が維持できる、あるいは入浴料がプラスになるという保証はどこにあるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 保証があるかという御質問ですが、近隣の値上げをした自治体に確認したところ、一時的には減るということは実態としてはあると。その後は、お客さんは戻っていますということが多く確認できたところであります。

ただ、確たるものがあるかと言われます

と、確たるものはありません。

指定管理者も、あらゆるシミュレーションをされていらっしゃるしまして、令和4年度は10万5,000人でシミュレーション、収支計画を立てられて、これが1割を下回るようでしたら減収になるということはお聞きしておりますが、確たるものはない状況でございます。

ただ、繰り返しになりますけれども、一時的に客足は減るようなことがあっても、戻るといふ実態もあるということで、近隣に確認はしているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） いろんな期待はそれぞれの立場であると思うのです。

しかし、そもそも峠の湯は開設された時点では路線バスがあったのに、今は廃止になって、行く手段を持たない。

自分たちも高齢になって、運転免許証を返納したり、町も免許証の返納を勧めていて、いよいよ行けないという状況が大分前から寄せられているのです。

それで、仮に入浴料が上がったとしても、交通の便が改善されるのであれば、プラスとマイナスと合わせて受任できるという要素を多分に持っている。

したがって、足の確保について、現在の値上げ案が提案される時点で、見通しがあるということであれば、それは一理あります。

ですが、それがそのまま入浴料金は上がるが、足の確保については保証できませんということであれば、到底、入浴者にとってのメリットはないというふうに判断せざるを得ないので、ここの部分については、これは現在の提案に当たって、セットで提案してしかるべき問題だというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいま、大江

議員から料金改定に伴いまして、利用促進策と足の確保とセットというお話でございますけれども、料金改定につきましては、指定管理者の経営安定化を図るための対策と考えておりまして、懸念される集客の減につきましては、指定管理者としてもいろんな観光事業、福祉事業との連携、いろんなイベント等でサービスを図るということを聞いておりますし、町といたしましても、利用促進のための福祉風呂へのリフトの設置、また、今お話のありました足の確保を、これについては検討しているところでございまして、セットという形で今一緒に提案できる状況にはございませんが、様々な利用促進策を、町として支援する考えは持っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 提案者の御説明は、様々な努力をするので、中身はわからないけれども、その努力を多として値上げを認めてもらいたいということですよ。

私は、それだけでは到底町民に対する説明は果たせないです。これは、機会を捉えて何回か申し上げてきたことでもあるのです。

一定の距離がある、自転車や歩行では到底通うことのできない距離にある交流促進センターの利用料の値上げをして、従来どおり、あるいは計算上、許容範囲の利用者の減少でとどめようというためには、それに見合う条件を示して、メリットはありますので利用してほしいというものがセットでなければ、私はこれは武士の商法になってしまうと、そう思うのです。

原々案が、仮にまだいろんな問題点があるとしても、足の確保については絶対的に確保すると、せめてその程度のことは言っていたかなければ、提案については到底のめない話だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、値上げをするという提案をさせていただいているわけでありまして、今まで来ていただいた方の中で、やはり上がったことで来られなくなる可能性もあるということは重々理解しています。

本来の来られている方に、2割上がるわけですから、御負担いただきたいという思いの中で、要は、上がった分だけのサービスというか、恩恵が少しでも何かできるように考えていく必要があるというふうに、それは受託いただく道央環境センター、それから私どももそういう努力はしたいと思っています。

また、一方で、私も町長になってから、高齢の方から行きたいけれど、足がなくて行けないという御意見もいただいています。

それから、障がいを持った方が、自宅まで来てくれるお風呂の事業者が減ってきて、何とか行きたいという方がいて、結果的に入浴者を増やすということではあるのですが、別な考えの中でしっかりできるものを一つ一つやっていく必要があると思っています。

ですから、今大江議員が、値上げする条件に足の確保ということをしなきゃいけないという話をされましたけれど、私はそういうふうには思っていないのが現状であります。

ただ、今まで行けない人たちが、行けるような、これは施策として何か考えなければいけないという部分はずっと思っていますし、今こういうふうに絶対やりますということは、これから提案した中で皆さんに御審議いただくわけでありまして、そこまで踏み込んでお話をできるような状況ではないことも御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 私も大江議員と同じ観点から1点と、もう1点、料金の消費税の関係のことでお尋ねしたいと思います。

町としての支援策という意味で言えば、町長は大江議員の質問に対して、足の確保は今の時点でなかなか難しいということでしたけれども、地域公共交通計画の中で、デマンドバスの計画を町は持っていますよね。

例えば、後樂園が営業していた頃は無料でバスを運行していたのです。

今、町内では峠の湯を除けば、公衆浴場の機能を持ったところはありませんから、やはりお年寄りの方で、週1回でも、週1回が難しければ月2回でも、この曜日の何時に集まっていたいただければ、峠の湯まで行って、何時に迎えに行きますというように、デマンドでいろんな町民ニーズを取り入れた中で、住民の利便性を図るということであれば、ぜひ、そういった観点から町としての支援策を、先ほど言われた福祉風呂のリフトとか、総合的なことも含めて、町としてできる支援策を積極的に検討すべきではないのかと思いますので、その辺を含めてデマンドの活用ということも検討材料になるのかどうか。

もう1点は、町の料金はほとんどの場合、消費税がかかりませんが、この場合は営利目的ということで、消費税込みですけれども、次に料金改正をするときに、この部分の消費税については指定管理者が負担するような形になってまいりますので、次回の改正のときに、例えば消費税は税別の料金にするとか、そういうふうにしなないと、税込みだとやはり消費税負担というのは指定管理者にとっては重いものがあると思いますので、ぜひそういった観点の検討をすべきではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、地域公共交

通、デマンドをやるという中での考え方をアドバイスいただきましたけれども、地域公共交通の中でエリアを広げてという考えではないですけれども、今おっしゃったように、高齢者に対する施策として、なかなか温泉に行きたくても行けない方々に対しての足の確保ということでは、今いろいろ御意見をいただいたことは真摯に受け止めて、それは今考えているところであります。

手法については、相手方があることで、その辺の交渉をしております。

当時はバスがあつて、高齢の方が行きたくても結果的に採算が合わなくてやめた経過があつて、それを物事の切替えをして、高齢者に対するお風呂に行く施策としてできればという思いではあるので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいまの2点目にありました消費税の取扱いでございますけれども、今現在、町の公共料金で、企業会計は外税にしておりますが、他の料金は全て内税方式という形で捉えております。

この分につきまして、やはり指定管理者の負担、経営上の消費税の負担が出てきますので、他の指定管理をしている収益的な施設の料金の考え方とか、それに合わせて町でも次期の料金改定に合わせて、どういう形が一番いいのか含めて研究させていただきたいと考えておりますので、今回につきましては、大変申し訳ございませんが、内税という形で処理させていただきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 町長からの地域公共交通のエリアということは、もちろん一定の関係機関と調整しながらやるという意味でわかりますけれども、いずれにしても、福祉的な施策として、やはり峠の湯、

温泉を利用したいという高齢者、私どももいろんな機会に町民の方から聞いたりしてありますので、デマンドバスがそういった形で運行が難しいとすれば、それに代わる施策として、大江議員もおっしゃるような何らかの方法で足の確保をすることによって、入浴者を増やすための町の支援策にもなるということで、指定管理者もそういった部分が収入増に結びつくという期待もできますので、ぜひそういった面、いろんな手法を検討ということですので、町民に喜ばれるような、前向きな支援策になるように期待したいと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。（「議長、休憩をお願いします。」と発言する者あり）（「採決に入る前に自由討議を求めたい。あるいは、それに準じた扱いを求めたいと思うので、直ちに採決に入ることについては承知できません。」と発言する者あり）

○議長（大原 昇君） 自由討議でやりませんか。

事務局と手続上の相談をしていただくために暫時休憩をいたします。

再開は、14時35分といたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長より発言を求められておりますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君） 先ほどの御質問の中で、大江議員、それから上杉議員の御質問に対して、一部非常に誤解を受けるというか、真意として伝え切れない部分があったことをおわびしたいと思っております。

今回の交流促進センターの使用料金の値

上げに関しては、これまでの利用者が少しでも減らないような努力をしっかりとしたいと思いますし、これまでの懸案でありました高齢者の足の確保、それから、障がい者の利用に対する割引等について、新年度でしっかり皆様に提案させていただきますので、御理解の上、今回の条例改正については賛同いただきますようお願い申し上げますとともに、大江議員にもおわび申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、議案第72号美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第73号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第73号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の13ページになります。

議案第73号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第10号）について御説明を申し上げます。

令和3年度美幌町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、福祉灯油等助成に係る経費、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る経費を追加するほか、コロナ禍の影響に伴う予算の整理、事業費の確定に伴う執行残の整理などを行おうとするもの

であります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,814万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億5,246万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更及び追加は、第2表債務負担行為補正により御説明いたします。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正で御説明いたします。

債務負担行為から御説明いたしますので、議案書の17ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正でございます。

1段目から3段目までの3件につきましては、いずれも事業費の確定に伴う予算の整理になります。

4段目及び5段目につきましては、新型コロナウイルス3回目のワクチン接種に係る委託業務になります。

4段目はコールセンター業務委託料、期間は、令和3年度から令和4年度、限度額は753万8,000円であります。

5段目は予約システム運営業務委託料、期間は、令和3年度から令和4年度、限度額は75万3,000円であります。

次に、6段目及び7段目ですが、いずれも埋立処分場の延命化を図るため、搬入されたごみを転圧処理から破碎処理へ変更するための費用になります。

6段目は自走式二軸破碎機購入費、期間は、令和3年度から4年度、限度額は7,425万円です。

7段目は油圧ショベル購入費、期間は、令和3年度から4年度、限度額は3,003

万円になります。

埋立処分場におきましては、受け入れたごみをバケットコンパクターで転圧、減容処理し埋立てを行ってございますが、十分な減容化が図られず、埋立容量が増加する要因の一つになっております。このため、高い処理能力を有する破砕機を新たに導入し、破砕処理後に埋立てする方式へ変更するものであります。

また、破砕機にごみを投入するための油圧ショベルを購入し、多様なごみの受入れに対応できるようグラップル、バケットを合わせて整備いたします。

なお、納期は6か月から8か月を要することから、本定例会で債務負担行為の補正を行い、導入に向けた手続を進めることにより、令和4年度の早い時期から稼働できるよう進めてまいります。

次に、8段目及び9段目でございますが、こちらについては、交流促進センター峠の湯びほろの指定管理期間が令和4年3月で終了することから、新たに指定管理者を指定するための経費を予算措置するものであります。

8段目の維持管理委託料、期間は、令和3年度から7年度、限度額は5,200万円です。

9段目、回数券入浴原価補償金、期間は、令和3年度から7年度、限度額は補償契約書により算出された金額であります。

次に、地方債補正について御説明しますので、議案書の18ページをお開き願います。

第3表、地方債補正になります。

1段目の役場庁舎改築等事業につきましては、事業費の確定に伴う予算の整理で、10万円を減額し、補正後の限度額を1億6,820万円といたします。

2段目の町道整備事業につきましては、事業費の確定に伴う予算の整理で、1,450万円を減額し、補正後の限度額を2億230万円といたします。

3段目の臨時財政対策債につきましては、借入額の確定に伴う予算の整理で、6,028万1,000円を減額し、補正後の予算額を3億1,105万3,000円といたします。

以上のとおり、地方債の限度額を7,488万1,000円減額し、補正後の限度額を9億1,215万3,000円といたします。

続いて、歳出につきまして御説明をいたしますので、28ページ、29ページをお開き願います。

増額補正を中心に御説明をいたします。なお、燃料費の補正につきましては、主に原油価格高騰の影響による不足額の増額になりますので、説明を省略させていただきます。

まず、1款議会費、1項、1目、1、議会運営事務費の減につきましては、コロナ禍の影響により、視察調査及び研修会を中止したことに伴う予算整理になります。

次に、2款総務費、1項、4目の財産管理費につきましては、30ページ、31ページをお開き願います。

上段になります。

3、町有財産管理事業費の増、工事請負費、地域振興センター解体除却工事191万9,000円につきましては、今年度に予算を繰り越して施工しております解体除却工事につきまして、産業廃棄物の受入れ数量が確定したことから、設計変更を行うため所要額を追加いたします。

建築当時の平面図と仕上げ表を元に設計し、発注をしてございましたが、基礎コンクリート数量が当初の見込みを上回るなど、産業廃棄物の発生材が増えたことにより、工事費が増額となったものであります。

中段の9目財政調整等基金費、1、財政調整等基金積立金の増、積立金100万円ですが、こちらは10月15日、新星レジャー開発株式会社様より、創業30

周年を記念して、店舗が所在する美幌町のために役立ててほしいと御寄附がございましたので、財政調整基金に積立てを行います。

なお、参考資料の25ページ、資料6に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

次に、11目諸費、3、過年度税等還付金の増、償還金利子及び割引料407万9,000円は、固定資産税及び都市計画税につきまして、土地の住宅用地特例適用漏れが発覚したことから、納税者に対し還付金及び還付加算金をお支払いするための予算措置になります。

土地の宅地課税におきまして、住宅が建っている宅地につきましては、税負担を軽減する特例措置が適用されますが、今年度に入り、住宅用地の適用漏れが発生したことから、土地と家屋の課税データを突合の上、航空写真による目視確認、現地調査を実施し、過去の課税資料を確認したところ、12件の課税誤りが判明したところでございます。

今回補正予算に計上いたしますのは、今年度分の23万1,500円を歳入還付で処理いたしますので、令和2年度以前の還付金の総額407万8,500円を支出するため、所要額を増額しようとするものでございます。

次に、議案書の32、33ページになります。

3款民生費、1項、1目社会福祉総務費、中段の5、福祉灯油等助成事業、2,122万8,000円につきましては、原油価格高騰の影響を踏まえ、冬期間における暖房費の支援策といたしまして、1世帯当たり1万円を助成するための予算措置になります。

65歳以上の高齢者で構成される世帯、障がい者世帯、ひとり親家庭、生活保護受給世帯のうち、町民税が非課税の1,903

世帯を対象といたします。

今回は1,903万円の扶助費のほか、電算システム改修委託料など、必要な事務費を予算計上いたします。

次に、議案書の34、35ページになります。

上段の5目障害福祉費、3、障害者自立支援事業費の増、業務等委託料、地域生活支援事業業務委託料570万円につきましては、コロナ禍の影響により、通所型のサービスの利用制限が生じ、日中一時支援事業、移動支援事業の利用料が増えたことに伴う委託料の増額となります。

次の2項、1目児童福祉総務費、1、児童福祉事務費の増、補助金、新型コロナウイルス感染予防対策支援事業補助金60万円につきましては、児童福祉施設の感染拡大防止を図るため、衛生用品等の購入に対し、国と北海道、町が3分の1ずつを負担し、1施設当たり30万円を上限に補助するものでございます。

本町におきましては、一時預かり事業を実施しております幼稚園が対象となり、藤幼稚園と大谷幼稚園、二つの施設が対象となります。

次に、中段の4、子育て支援センター運営事業費の増、25万7,000円、その次の2目保育園費、1、美幌保育園管理運営事業費の増、13万3,000円、その下の2、東陽保育園管理運営事業費の増、12万7,000円、以上につきましては、いずれも9月30日、明治安田生命相互会社釧路支社様より子育て支援に役立ててほしいと、51万4,500円の御寄附をいただきましたので、保育用玩具や複合遊具を購入するものであります。

次に、36、37ページになります。

4款衛生費、1項、中段の2目予防費になります。

2、予防接種事業費の増、5,336万8,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る経費を

予算計上いたします。

2回目の接種完了から8か月以上経過した18歳以上の方を対象に、3回目の接種に向けた準備を進めておりますが、現時点におきましては、1月から医療従事者と福祉施設の従事者及び入所者を、2月以降に高齢者から順に一般の方へと対象を拡大する予定でございます。

1回目、2回目の接種と同様、個別接種を実施するほか、3月から6月までの間、週末の土曜日と日曜日は集団接種を実施いたします。

集団接種の会場につきましては、3月と4月がしゃきっとプラザ、5月と6月はコミセンを予定してございます。

今回予算計上する主な経費といたしましては、業務等委託料、ワクチン接種委託料3,032万8,000円につきましては、集団接種を美幌医師会と産学医に、また、個別接種を町内の医療機関にそれぞれ業務委託する経費になります。

施設維持管理等委託料、集団接種会場抗菌加工委託料52万3,000円は、しゃきっとプラザ集団健診ホールの室内のほか、テーブルと椅子を光触媒で滅菌処理することにより、集団接種会場の感染防止対策を徹底いたします。

庁用備品の147万5,000円は、集団接種会場で使用するテーブル20台、椅子30脚、台車1台を購入するものであります。

準備が整い次第、接種券を発送し、これまで同様にコールセンターの予約システムにより、接種する日時と会場を予約いただく方式といたしますが、予約受付の際には混雑や混乱が生じないように、コールセンター以外にも役場に有料回線を増設することで準備を進めてまいります。

続いて、議案書の38、39ページになります。

上段の2項、1目塵芥し尿処理費、1、ごみ分別収集関連事業費の増、業務等委託

料の2件につきましては、現在埋立て処分しております紙シュレッダーにつきまして、令和4年1月からリサイクル処理へ変更するための費用になります。

資源ごみ収集等運搬業務委託料24万円は、資源ごみで収集した紙シュレッダーを網走市内のリサイクル業者へ運搬する経費になります。

次の紙シュレッダー処理業務委託料25万8,000円は、リサイクル業者に処理を委託するための経費で、1か月に約6トン程度の減量効果を見込んでございます。

下段になります。

7款商工費、1項、2目商工業振興費、1、商工業振興推進事業費の減のうち、補助金の2行目、新型コロナウイルス対策プレミアム商品券発行事業補助金、1,087万2,000円は、コロナ禍における町内経済への影響を踏まえ、事業の継続と消費喚起を目的に、プレミアム率25%の商品券を2万セット販売するための経費になります。

事業概要でございますが、2,500円の商品券を2,000円で販売し、1人5セットまで購入可能といたします。

補正予算の議決をいただいた後、直ちに町民の皆様へ周知、応募を開始し、年末には抽せんを行う予定で、商品券の使用期間は1月から3月を想定しております。

また、新型コロナウイルス対策事業者支援金1,290万円の減額であります。こちらは事業費の確定に伴う減額となります。

本年4月から6月の売上げがコロナ禍以前の同期間から20%以上減少した事業者に対する支援金であります。当初申請を250件と見込み、3,500万円を予算措置いたしました。実績は116件、2,210万円となりましたので、今回予算を整理いたします。

次に、40ページ、41ページになります。

8款土木費、2項、2目道路橋梁維持費、1、道路橋梁維持管理事業費の増、修繕料200万円につきましては、雨水ますや舗装補修などの修繕箇所が増えていることから、町道の維持管理に支障がないよう修繕料を増額いたします。

次の3、除雪対策事業費の増、施設維持管理等委託料、除排雪委託料1,670万円につきましては、除雪委託業務に係る維持管理準備金を追加支出するための予算措置になります。

冬期間の降雪状況によって一斉除雪の回数が増減するため、車両の管理や運転手の確保など、除雪機械の維持管理に要する経費の負担が事業者の経営課題となっていることから、新たに維持管理準備金を支払うことで、除雪体制の強化を図ろうとするものでございます。

一斉除雪及び雪押しで使用する除雪機械を対象とし、機械損料のうち、変動費を除いた固定費について、未稼働日数を乗じて算出した額を準備金として、事業者7社へ支出を行うものでございます。

次に、議案書42、43ページになります。

このページの下段になります。

10款教育費、2項、1目学校管理費、1、小学校管理事業費の増、1行目の消耗品費41万4,000円は、感染症対策に係る消耗品として、アクリルパーティション、フェースシールド、手指消毒液などを、5行目の機械器具30万7,000円は、体温を測定するAIサーマルカメラ2台をそれぞれ国の補助金を活用して購入をいたします。

44、45ページになります。

3項、1目学校管理費、1、中学校管理事業費の増、1行目の消耗品費26万5,000円は、感染症対策に係る消耗品としてアクリルパーティション、フェースシールド、手指消毒液などを、4行目の庁用備品7万8,000円は、スタンド型飛沫感染防

止パネル1台を、5行目の機械器具15万4,000円は、体温を測定するAIサーマルカメラ1台をそれぞれ国の補助金を活用して購入をいたします。

また、3行目の修繕料214万5,000円でございますが、こちらは校舎の建設当時から使用しております北中学校の放送設備が故障し、学校教育活動に支障を来していることから、設備を更新するための費用になります。

続いて、4項、2目社会教育振興費、中段から下の5、芸術文化振興事業費の減のうち、積立金1万6,000円は、10月25日、北海道コカコーラボトリング様から、町民会館、びほーるのギャラリーに設置された自動販売機の売上げの一部を御寄附いただいたもので、芸術文化振興基金に積立てを行います。

下段の5目図書館費、2、図書館施設維持管理事業費の減のうち、修繕料33万5,000円は、1階のブラウジングコーナーと児童書コーナーに設置されております電気暖房機4台の経年劣化が著しいことから、役場旧庁舎で使用しておりました電気暖房機に取り替えるための費用になります。

46、47ページになります。

上段の図書館活動促進事業費の減のうち、消耗品費10万5,000円につきましては、10月17日、西1条北4丁目の加賀谷信一様から5,000円を、11月9日、匿名の方から10万円をそれぞれ御寄附いただきましたので、図書を購入するための予算措置になります。

次に、48、49ページになります。

12款職員給与費、1項、1目、1、職員給与支給事務費の増、その他手当339万円は、3回目のワクチン接種に係る時間外勤務手当等の増額を、期末・勤勉手当、職員共済費等、職員退職手当組合負担金につきましては、人事異動に伴う会計間の予算整理になります。

なお、参考資料の26ページ、資料7に、各会計の職員給与費補正額を一覧表で掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

また、職員給与費のうち2、会計年度任用職員給与支給事務費の減、会計年度任用職員報酬11万1,000円につきましては、3回目のワクチン接種に係る事務従事者2名、3か月分の報酬を計上いたします。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、議案書の22、23ページにお戻りを願います。

まず、12款地方交付税、1項、1目、1節の地方交付税3億9,557万2,000円ですが、こちらは普通交付税の額の確定に伴う増額となります。

次に、16款国庫支出金、このうち、2項国庫補助金のうち、説明欄に記載の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、感染の防止、事業の継続などを目的に実施した事業が確定いたしましたので、今回予算の整理を行おうとするものであります。

なお、今回の補正に伴い、本町に配分されている交付金の全額を財源充当いたしますが、政府におきましては、コロナ禍の長期化による影響を踏まえ、11月19日に新たな経済対策を、11月26日には補正予算案を閣議決定し、補正予算の年内成立を目指しております。

このため、今後、地方創生臨時交付金が追加配分される見通しでありますので、情報収集に努めるとともに、町民の生活、町内の経済の影響を注視の上、必要な対策や支援策を実行できるよう適切に対処してまいりたいと考えてございます。

次に、24、25ページになります。

中段の19款寄附金、1項、1目、1節の一般寄附金100万円につきましては、10月15日、新星レジャー開発株式会社様より、創業30周年を記念し、店舗が所

在する美幌町のために役立ててほしいと御寄附をいただいております。

2目、2節の児童福祉費寄附金51万4,000円につきましては、9月30日、明治安田生命相互会社釧路支社様より、子育て支援に役立ててほしいと51万4,500円の御寄附をいただいております。

4目、2節の社会教育費寄附金12万1,000円のうち、1行目の社会教育費寄附金の増、1万6,000円は、10月25日、北海道コココーラボトリング株式会社様から、町民会館、びほーのギャラリーに設置された自動販売機の売上げの一部をいただいております。

また、2行目の図書費寄附金の増、10万5,000円につきましては、10月17日に西1条北4丁目にお住まいの加賀谷信一様から5,000円を、11月9日に匿名の方から10万円をそれぞれ御寄附いただいております。

次に、20款繰入金、1項、1目、1節財政調整基金繰入金1億7,201万3,000円の減と、2目、1節の減債基金繰入金5,000万円の減、3目、1節の公共施設整備基金繰入金1億2,000万円の減につきましては、それぞれ今回の補正予算に係る財源調整といたしまして、基金への繰り戻しを行うものでございます。

次に、26、27ページになります。

上段の繰越金、1項、1目、1節前年度繰越金1,261万6,000円につきましては、令和2年度決算に係る前年度の繰越金であり、今回の補正により全額を支消することになります。

最後に、23款町債につきましては、第3表地方債補正により御説明したとおりでございます。

以上、議案第73号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行

います。

1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 4 項目について質問させてください。

まず 31 ページ、中段に手作り出店実行委員会負担金、マイナス 257 万 5,000 円とありますけれども、年度の当初予算では、エア遊具を更新するから 100 万円増額して、280 万円の予算としたと思うのですけれども、これだとエア遊具が更新されていないと思うのですが、されなかった理由と、それから手作り出店が中止になりましたが、実際に 22 万 2,000 円使っているわけです。それで、この実績、使った理由は何だったのかというのが 1 点目です。

続いて、35 ページの 1 番下に、児童手当制度改正対応システム改修委託料 335 万 5,000 円とありますけれども、この制度改正の内容は何なのか、システム改修の必要性があるのか、ないのかについてお聞きしたいと思います。

続いて 3 番目が、39 ページになります。

ごみ分別収集の関係ですけれども、資源ごみですと、今まで自治会に還付金というか、還元があったと思うのですが、今回のシュレッダーごみを回収することによって、資源ごみと同じように自治会に対しての還付金があるのか、ないのかについてお聞きします。

最後に 4 点目が、41 ページ、中ほどに除排雪委託料 1,670 万円があると思うのですけれども、これは最低保証制度との関係がよくわからないなど。

今回、機材を準備するために前もって出しますという話ですが、最低保証制度を前払いすれば済む話なのかなと単純に思うのです。年度予算を 6,000 万円ぐらい取っていますから、今払うことは多分できると思うのです。途中で除雪の経費がなくなったら補正すればいいのに、何で今なのかな

と。

トータルで 5 回分ぐらいで 6,000 万円取っていると思うのですが、最終的に、5 回、4 回で納まったときに、この 6,000 万円プラス、今回補正した 1,670 万円がプラスになるのか。

要するに、最終的な総額が増えるのかというのがよくわかりませんので、その辺を詳しく教えていただきたいと思います。

以上、4 点。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐々木斉君） 手作り出店実行委員会の負担金について御説明いたします。

令和 3 年度は 30 周年ということで、エア遊具の購入も含めまして予算を計上させていただいたところですが、ふるさと祭りが中止になったということで、エア遊具の購入も見送っているところがございます。

それで、280 万円のうち、エア遊具の購入のための積立てとして 20 万円、それから、保険料や郵便料など事務費として 2 万 5,000 円を執行し、それ以外の額につきましては減額するところがございます。

なお、エア遊具購入のための積立てにつきましては、今回 20 万円を積立てすることによって、その残高が 196 万 1,000 円となったところがございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） エア遊具購入のため積み立てしましたということで、購入するのは積立てがたまった後なのか、それとも来年度に繰り越して購入しようとしているのか、どちらなのですか。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐々木斉君） エア遊具の購入につきましては、補助金を活用しようと思っていまして、改めて令和 4 年度に

その補助金を申請いたしまして、購入したいと考えているところがございます。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（片平英樹君） 35ページの児童手当制度改正対応システム改修委託料ですけれども、こちらは、令和4年6月より制度の一部が改正されまして、これに伴うシステムの改修が必要になったことによるものです。

改正する内容につきましては、これまで所得制限を超えた世帯に対して支給していた特例給付、1人当たり月額5,000円が、令和4年10月支給分より廃止となることから、所得判定のシステム改修がされることによるものです。

改正に伴うパッケージソフトが令和4年2月より国からリリースされるため、今回御提案しまして、パッケージソフトのリリースに併せて、システム改修を速やかに実施し、令和4年6月からの制度改正に支障を来さないように整備していくものであります。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） 続きまして39ページ、紙シュレッダー処理業務委託料の関係でございます。

シュレッダーごみにつきましては、今現在資源ごみとして回収をしておりますが、それがリサイクルできないということで、現在埋立しております。

今回、処分場の延命化を図るという意味で、委託をかけて業者に引き取ってもらうということになりますので、逆に経費がかかるということがございます。それに対しての収益があるわけではございませんので、自治会に対しての還付金とか、そういうことはございませんので御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） これは全国的に同じなのですか。イメージ的にはシュレッダ

ーごみも資源として活用されていると思うのです。

例えば、トイレットペーパーになったり、ティッシュペーパーになったり、有償で引き取ってもらえるのかなど、全国的にそういうイメージだったのですけれども、そうではないという話でよろしいですね。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） 以前は、紙の切り方によって引き取っていただいたようですが、最近の裁断機は粉々になってしまうクロスカットという機械が主流なのですけれども、そうなりますと、有料で委託料を払わないとリサイクルできないという事情があるということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） 続きまして、除雪対策事業の補助金の関係でございます。

こちらにつきましては、今までは最低保証ということで、年間大体5回の一斉除雪としてみても、そこまで出なかったとした場合、その70%を保証するという制度であったのですが、今回につきましては、それとはまた別に、未稼働時間分、年間大体120日分の100日というのを、20日を一斉除雪として出たとして、未稼働時間の100日分についてもいろんな経費がかかるということですので、そういった要望等があったことから、実際に稼働する以外の分を補填するという新たな制度でございますので、先ほど議員がおっしゃったとおり、これはあくまでも出動回数にかかわらず、固定費としてかかるものについて補填するものですので、これ以外に出た分については委託料として支出するということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） これは未稼働も含

めて最低保証だったという気がしていたのですけれど、そうではないという話であると、次年度以降は単純に6,000万円プラス1,600万円の7,600万円に増額されて、年度当初から計画されるという認識でよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） あくまでも、5回出た場合はそういう金額になると思いますが、それ以上出た分についてはさらにその分が委託料として発生するというところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番稲垣淳一さん。

○9番（稲垣淳一君） 大きく2点ばかりお尋ねいたします。

37ページの4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターについてであります。

前回、集中してつながりにくいという批判をいただいたコールセンターであります。きっと今回はいろんな問題を解消しての契約だと思っておりますが、大きく変わった部分、混乱を避けるためにいろいろと工夫されていると思うのですが、主に、どうということが考えられて、こういう契約に至っているのか。また、おおむね何件ぐらいを予想してのことなのかお尋ねいたします。

2点目が、39ページの商工費であります。

今回のプレミアム商品券は、いつも50%のプレミアムがついていたところ、今回25%に減額された。その大きな理由、また、飲食専用のチケットがつくのか、つかないのか、この点をお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） お尋ねのコールセンターの変更、契約の理由でございます。

御承知のとおり、本年5月からコールセ

ンター、JPというところに委託をしておりました。

電話がかかりづらいとか、予約がスムーズにいけないということもありまして、今回、別の業者ということで検討しまして、東京23区で300自治体ほど実績があるコールセンターに委託をしております。大きく変わったのは、前回の体制、JPの場合は最大で3名という話だったのですが、今回は10名体制、10名の体制を三つの同じような自治体で割り振りしますので、当然三つの自治体が重なれば、集中すれば埋まるということもございまして、先ほど、予算の説明でもありましたように、今回は当初からコールセンタープラス有料回線3名、3回線を配置して、さらに窓口でも4台パソコンを用意して、柔軟に対応していくことを考えておりますので、よろしく願いいたします。

もう1点の想定する件数です。

今のところ、2回目終了者が1万4,760名ですので、6月末までにそのコールセンターで全て受けるということを想定しております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番稲垣淳一さん。

○9番（稲垣淳一君） おおむね理解いたしました。予約システムでは、変更する場合は1回キャンセルしないと次に行けないということがあったと思うのですが、そのほか問題点が改善されたものがあればお示しください。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） コールセンターと別に、前はJPということでコールセンターと予約システムを同じ業者に委託していたのですが、今回は別の業者ということで予約を考えております。

今回は、今確認しているところ、変更についてはキャンセルしなくても、そのまま予約した方が変更できるというふうに聞いて

ております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） プレミアム商品券につきましては、コロナ禍における経済対策として、令和2年度には5月、9月、12月、1月、今年度におきましては、5月、10月に実施してまいりました。

昨年5月の第1波から、今年9月までの第5波まで、感染状況に波はあるものの、感染症が蔓延し、外出自粛が要請され、皆さんが外出を自粛していた期間でもありました。

その後、緊急事態宣言が明け、国、道もGoToイートや、どうみん割を再開させ、外出を促し、人流の促進、消費喚起を進めており、町内においても外出の機会が増え始めている状況にあることから、今回25%としたところであります。

なお、飲食とそれ以外は今回あるのかということですが、今回につきましては、飲食とそれ以外に分けることなく、全てが共通の利用券ということで発行を予定してございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 31ページ、諸費の中の3、過年度税等還付金の増ということで、この内容は全員協議会でも説明を受けております。

我が町だけでなく、他市町村でもこういう事例は見受けられたという報告は受けておりますが、当町において、こういうミスが近年多く報告されております。

最高責任者の町長として、町民へのおわびといたしますか、説明といたしますか、それをどういうふうに考えているのかという意見、議員の仲間からも声が聞かれます。

その意味において、町長の今後の対応について、町民にこの場を借りておわびをす

る。または、別の場においておわびする等の考えはあるのか。

それと、33ページ、社会福祉総務費、金額は誠に小さいですけれども、ピポロアイヌ文化協会補助金、3万5,000円減額になっていきますけれども、この内容を教えていただきたい。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 最初に御質問の件でありますけれども、全員協議会もさせていただいて、おわびとそれから内容を説明させていただきました。

また、報道機関を集めて、その中で経過、それから町としてのおわびをさせていただいておりますので、これから改めて町民の皆様におわびをする機会をつくるということは考えておりません。

しかしながら、報道機関のときにもお話はさせていただきましたけれども、やはり、町民の方々の税に対する信頼を損ねたということについて、町長としての責任は感じておりますし、そのことについては改めて皆様におわびをしたいと考えております。

以上です。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（片平英樹君） 33ページのピポロアイヌ文化協会の補助金ですけれども、コロナの影響によりまして、協会が実施します事業が中止になったということで、補助金の辞退の申出があったということで変わっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 実施事業とはどういうものだったのか教えていただけますか。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（片平英樹君） 文化協会主催で実施する事業ですけれども、申し訳あ

りませんが、詳細は把握しておりませんが、協会が主催している事業ということで伺っております。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 私からは2点ほど教えていただきたいのですが、まず37ページ、下段の集団接種会場抗菌加工委託料52万3,000円ですけれども、先ほど部長の説明の中で、しゃきっとプラザに光触媒を実施するとありました。

集団接種会場は、先ほどの説明にもありましたように、コミセンとか国保病院もあるのでありますが、ここも今後実施されるのかどうかの確認と、この光触媒の継続期間がどれぐらい続くのかということをお聞きしたいと思います。

それと、41ページですけれども、道路橋梁維持管理事業費の増の修繕料の話ですが、先ほど部長の説明で、雨水ますの修繕がありますということでしたけれども、大まかでもいいので、どの辺の修繕を計画されているのか教えていただければと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） ただいまの光触媒の抗菌の関係でございますが、令和3年度は2月からしゃきっとで、2月中旬以降に集団接種を実施する前に、まず今回実施しまして、5月からコミセンに移りますので、その前に実施を考えております。

なお、コミセンは、令和4年度の予算で現在積算している最中でございます。

光触媒の耐用年数を事業所に確認したところ、今のところ3年と聞いております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 修繕費の200万円の関係でございます。

どの辺という場所の特定はしていません

けれども、夏場で既に冬場の分の除雪作業による破損の分も含めて予算を計上していたところですが、夏場の分はかなり雨水ますの破損ですとか、道路のアスファルトの破損ですとか、そういう部分でかなり今年には修繕を行っております。

その部分で今後本格的な除雪シーズンに入って、冬場の修繕分が足りなくなるということで、今回補正したものでございます。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 私は37ページの予防接種事業費の中のワクチン接種の被接種者送迎委託料187万9,000円を今回の3回目分で計上していますけれども、1、2回目に私も高齢者から声を聞いた中で、大変ありがたいと。こういった形で町で措置していただいたので、きちんと打てましたという声がありましたけれども、1、2回目の利用状況がどれぐらいになっているのかわかれば。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） ただいまの1、2回目の実績でございますが、2回から4回と往復で2回分ですので、延べ4,182名となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 1点お聞きいたします。

33ページ、福祉灯油等購入費扶助に関わってであります。

これは、1,903万円の財源としては、町の一般財源ということで御説明をいただいているのですが、現在、国の地方創生臨時交付金に関わって、充当可能な財源がほぼ見込まれるのではないかと思います。

今回の一般質問でも出されておりますが、大変高騰している灯油等の燃料の一部にはなりますけれども、十分なものにはなっ

ていないという状況でありますので、今回は一部の支給ということで、さらに増額をして補填すべきという考え方ができるのではないかと。財源の裏づけもあるということ、そういう2段階の考え方もあるというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの御質問でございますけれども、国における燃油高騰に対する経済政策に関しましては、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策という経済対策にうたわれているところでございます。

その中のカテゴリーとして、エネルギー価格高騰への対応という項目があるのですが、今回の福祉灯油はこの項目に当てはまるところであります。

その記述につきましては、現段階では特別交付税措置を講じるということで、他の交付金、補助金等々についての記載が今のところはないものですから、今回、一財を財源として組みさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 私はそのように受け止めたというのか、地方創生臨時交付金で充当可能と受け止めているのですが、仮にそうだとすると、私は満額の補填ではもちろんないということで、コロナ禍で大変生活が苦しい方に対する、より100に近づける補填として、ぜひ考えるべきだと思っております。

ぜひ、可能性があるのであれば、御検討いただきたいということを申し上げておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回の福祉灯油の件については、今までの福祉灯油の流れの中での考え方で御理解いただいて、当然、今回対象者は限定されるわけでありまして、これから交付金をいただいた中で、

今、大江議員がおっしゃったように不足する方、言うなら困窮する方にやはり範囲を広げなければいけないということが、皆さんとの協議の中で出てきた場合については、それは交付金を使って広げるということの検討はしていきたいと思っておりますので、ちょっと訂正させていただきます。

これから交付金が入ってくるだろうということの予想で言っていますけれども、これがはっきりした段階で、今、大江議員から御質問のあった、今回で補えなかった方々の対応についても、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第73号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第74号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第74号令和3年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 議案書の51ページになります。

議案第74号令和3年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動に

に伴う職員の会計間異動による補正でございます。

令和3年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ219万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,473万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたしますので、60ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費は、人事異動に伴う職員の会計間異動の件費を精査した結果、219万7,000円を減額するものでございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、58ページをお開き願います。（「説明省略」と発言する者あり）

○議長（大原 昇君） 認めます。

○町民生活部長（後藤秀人君） 以上で、説明を終了させていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第74号令和3年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第75号令和3年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 議案書の63ページになります。

議案第75号令和3年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う職員の会計間異動及び後期高齢者医療広域連合負担金の確定等に伴う補正でございます。

令和3年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,146万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,816万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、72ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費は、人事異動に伴う職員の会計間異動の件費を精査した結果、8万8,000円増額するものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和2年度の事務費精算に伴い、事務費負担金を104万9,000円減額し、保険基盤安定負担金の確定及び保険料の実績見込みにより保険料等負担金を1,050万7,000円減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、70ページをお開き願います。（「説明省略」と発言する者あり）

◎日程第12 議案第75号

○議長（大原 昇君） 認めます。

○町民生活部長（後藤秀人君） 以上、御説明申し上げました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第75号令和3年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第76号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第76号令和3年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の75ページをお開き願ひます。

議案第76号令和3年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う職員の会計間異動及び介護サービス給付費等の実績見込みに伴う補正でございます。

令和3年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,156万4,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,607万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、84、85ページをお開き願ひます。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、172万9,000円の増については、人事異動に伴う職員手当等の増額であります。

その下、2款保険給付費、5項特定入所者介護サービス等費につきましては、サービス利用の増加に伴い、938万1,000円を増額するものでございます。

その下、3款地域支援事業費、2項包括的支援事業費・任意事業費、2目任意事業費につきましては、認知症高齢者見守り事業である、やすらぎ支援の利用回数が増加したことによる委託料を増額するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、82、83ページをお開き願ひます。（「説明省略」と発言する者あり）

○議長（大原 昇君） 認めます。

○福祉部長（河端 勲君） 以上、御説明いたしました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第76号令和3年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第77号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第77号令和3年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の89ページをお開き願います。

議案第77号令和3年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和3年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、人事異動による人件費、消費税確定申告及び令和2年度借入利率確定等に伴う補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,130万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,784万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、98、99ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、1項、1目一般管理費、給料から負担金までにつきましては、人事異動に伴う減額で、その下の公課費161万4,000円の増につきましては、消費税及び地方消費税の確定申告に伴い、その後の中間納付額が確定したことによる増額であります。

次に、その下、2目維持管理費、燃料費444万3,000円の増につきましては、終末処理場ボイラー用のA重油の単価高騰による増額補正であります。

次に、2款公債費、償還金利子及び割引

料176万円の減につきましては、令和2年度発行分の起債借入利率確定に伴う利子償還金の減額であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、96、97ページをお開き願います。

〔「説明省略」と発言する者あり〕

○議長（大原 昇君） 認めます。

○建設部長（那須清二君） 以上で、説明を終了させていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第77号令和3年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第15 議案第78号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案

第78号令和3年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の101ページをお開き願います。

議案第78号令和3年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

令和3年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、人事異動による公共下水道特別会計の人件費相当分の負担金の補正及び令和2年度発行分の起債借入利率の確定に伴う公債費の減額補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,760万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、110、111ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、1項、1目一般管理費、負担金98万7,000円の増につきましては、個別排水処理の事務を担当しております職員の人事異動に伴うものであります。

その下、2款公債費、償還金利子及び割引料、14万6,000円の減につきましては、令和2年度発行分の起債借入利率確定に伴う利子償還金の減額であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、108、109ページをお開き願います。（「説明省略」と発言する者あり）

○議長（大原 昇君） 認めます。

○建設部長（那須清二君） 以上で、説明を終了させていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第78号令和3年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第79号

○議長（大原 昇君） 日程第16 議案第79号令和3年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の113ページをお開き願います。

議案第79号令和3年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和3年度美幌町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、人事異動による人件費、管路管理システム借上料及び企業債償還金等の補正を行おうとするものであります。

収益的支出の補正、第2条と、資本的支出の補正、第3条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

債務負担行為の補正。

第4条、予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

115ページをお開きください。

管路管理システム借上料の債務負担行為限度額を、584万7,000円から706万2,000円に、121万5,000円の増額補正をしようとするものであります。

これは、現管路管理システムの更新に係る費用であります。水道法の改正により、水道施設台帳の整備要件を満たすシステムに見直しをする必要があり、導入時期の変更等により、後年度の負担が増となるものであります。

なお、後ほど説明いたしますが、これに係る令和3年度の予算額が116万9,000円減額となりますので、総体費用としては4万6,000円の増額となります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第5条、予算第8条に定めた経費は、記載の金額であります。

116、117ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項、1目原水及び浄水費から3目業務費までの自動車用燃料については、燃料単価高騰及び実績見込み増による増額であります。

2目配水及び給水費の手当等及び3目業務費の給料から法定福利費までは、時間外手当及び人事異動による人件費の補正であります。

その下、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費であります。企業債利息40万9,000円の減額は、令和2年度発行の企業債借入利率の確定に伴う支払い利息の減額であります。

次に、118、119ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款、1項、1目浄水配水設備費、その他手当310万7,000円は、時間外手当の補正であります。

その下、3目資産購入費、リース資産116万9,000円の減は、債務負担行為で御説明いたしました管路管理システムの見直しによる減額となります。

その下、2項、1目企業債償還金、2,603万3,000円につきましては、令和2年度借入れの企業債について、当初、据置期間を設定することで、低利な利率で借入れができる予定でしたが、借入れ時点において、据置きの有無にかかわらず、低利な利率で借入れができたことから、償還利息の節減を図るため、据置期間を設けず借入れを行ったことによるものです。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第79号令和3年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第80号

○議長（大原 昇君） 日程第17 議案第80号令和3年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案127

ページをお開き願います。

議案第80号令和3年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の年度途中の就退職及び会計間の異動に伴う人件費の補正と、燃料費及び診療の維持に必要な施設器具等の修繕料の増額補正、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる収入を計上するものでございます。

第1条、令和3年度美幌町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量の補正につきましては、当初予算におきまして見込んでおりました、外科及び内科診療の年間患者数について、医師の確保ができなかった期間に相当する患者数を減ずるもので、年間患者数の入院につきましては、2,300人減の2万3,980人へ、外来につきましては、1,800人減の7万800人へ、1日平均患者数の入院を、6人減の66人へ、外来を、9人減の291人にするものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、後ほど実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、今回の人件費の補正により、職員給与費から9,435万6,000円を減額し、9億3,534万2,000円にしようとするものでございます。

次に、128、129ページをお開き願います。

収益的収入の補正であります。

医業収益のうち、入院収益5,500万円と、外来収益1,100万円の減につきましては、年度当初より外科医師及び内科もしくは総合診療科の医師が確保されるものとして、その収益を予算計上しておりましたが、11月現在、採用ができていないこと

から、不在期間に相当する収益について今回減額するものであります。

医業収益のその他医業収益、公衆衛生活動収益、新型コロナウイルスワクチン接種料2,210万4,000円は、本年4月から実施の個別接種9,707回分の予防接種料を計上するもので、新型コロナウイルスワクチン接種料時間外加算は、通常の診療時間外に実施した場合の接種費用の上乗せ分として、5,309回分の426万3,000円を計上するものであります。

医業外収益、道補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業補助金1,421万8,000円は、個別接種を促進するための支援金として、1日に50回以上接種を実施した場合、1日当たり10万円の給付と通常診療とは別に、接種のため体制を確保した場合の給付金として、医師及び看護師等の勤務時間数に給付単価を乗じた額を合算し、計上するものであります。

次に、130、131ページをお開き願います。

医業費用の給与費、給料から法定福利費までは、年度途中の採用することができなかった期間における医師及び医療技術職の人件費の減額と、看護職員の年度途中の就職、退職及び会計間の異動に伴う人件費の執行見込みからそれぞれ補正を行うものでありますが、給料のうち、会計年度任用職員フルにつきましては、主に看護師及び看護補助者の看護職の採用ができなかった期間の人件費を減額するものであります。

また、上から三つ目の報酬、2,540万4,000円の増額のうち、臨時医師報酬につきましては、内科の非常勤医師の増員及び診療日数の拡大による報酬の増額補正を行うものであります。

3目経費の旅費交通費、186万1,000円の増は、非常勤医師を増員したことによる交通費の支給分として、燃料費の453万2,000円の増額は、A重油の購入単価増により、年間使用見込みから不足分を

補正するものであります。

修繕費の診療用機器等修繕料65万円は、電子カルテ端末5台分の記録装置修繕と、電子カルテ出力用プリンタ5台分の定着器修繕料として、その他施設器具等修繕料135万円は、暖房用設備、病室等の換気設備、空調調節機交換修繕など、老朽化による施設等の部品交換等の修繕料として増額するものであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 129ページの上段から、入院収益のマイナスと外来収益のマイナス、これは、医師の退職等がある影響なのか、コロナの影響なのか、まず一つ。

それと、131ページの報酬の2,540万4,000円、臨時医師報酬、これは医師の退職等による夜勤も含めた分の増額なのか、コロナの接種の関係なのかが二つ目。

それと大きく、129ページに戻り、公衆衛生活動収益と道補助金、コロナ対策の約4,000万円、この分がなければ、今回この途中の病院会計でいくと、マイナス勘定が起きると思うのですが、その辺の見方について説明願います。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

入院収益、外来収益の減収ということで、今回補正予算を計上させていただきました。

コロナの影響を4月以降、昨年から引き続き、特に入院患者の減ということで続いておまして、それらの減収分も含めて、今回お医者様を採用できなかった期間中の分について減額をしているところでございます。

続きまして、報酬でございます。

臨時医師報酬2,495万3,000円の部分でございますが、常勤医師が確保できていないということから、年度途中で内科の非常勤医師を採用しております。

その関係の報酬ということになります。が、非常勤の先生につきましては、当直も含めてやっていただけるという契約をさせていただいておりますので、常勤の先生がいない分を、当直も含めてカバーしていただいているところでございます。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 頭の中の計算が追いついていないですけど、常勤の先生の年間の給料は大体二千数百万円、臨時医師の増額が2,500万円ということは、臨時医師の報酬単価のほうが、常勤の先生より日給、時給は高いということだと思いますよ。人数の関係なのかな。

お願いします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

トータルで医師の人件費は、松浦議員がおっしゃったとおりかなと思いますが、やはり非常勤となりますと、単価的には少々高くなってございますので、比較すると若干高くなりますが、あと、金額的には人数の関係ですとか、診療の日数ですとか、そういったものが関係しておりますので、単純な比較はできないと思っております。

今回、コロナウイルスワクチン接種料に関する収入を計上させていただいたところであります。

これがなければ、今回の補正予算がどのようになっていたかということですが、医師含めて、人件費の減額分を想定しますと、その分収益が減っているということで、会計自体は、当初の予算そのまま、収支については移行していたのかなと思っております。

その中でも、ワクチン接種という自治体

病院としてしっかりやっていかなければいけない部分に取り組みさせていただいて、その分の収入が上がっているということでございます。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） ワクチンも大変だったし、看護師も大変だったと。

ただ、この収益を見ると、医師の確保というのが相当影響あるということだと思います。最後です。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） やはり病院事業にとりまして、医師の存在というのは、収益面も含めてかなり影響が大きいということでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第80号令和3年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第81号

○議長（大原 昇君） 日程第18 議案第81号指定管理者の指定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 議案の140ページをお開き願います。

議案第81号指定管理者の指定についてを御説明申し上げます。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の27ページをお開き願います。

資料8、議案第81号関係であります。

施設の名称は、美幌町交流促進センター 峠の湯びほろ。

施設の所在は、美幌町字都橋40番地の1です。

指定管理者は、恵庭市本町27番地、株式会社道央環境センター、代表取締役島田雅之でございます。

施設の概要は、記載のとおりでございます。

業務の範囲は、1から8までに記載してあります業務の範囲となります。

公募から選定までの経緯といたしまして、1、募集期間は、令和3年10月6日から10月29日まで。

2、現地説明会はありませんでした。

3、指定管理者の応募数は、1件でありました。

4、プレゼンテーション及びヒアリングの実施は、11月10日に1団体が参加して実施いたしました。

5、選定委員会議といたしまして、選定に当たり、7名の委員で構成する選定委員会を設置し、10月4日、11月10日の2回の選定委員会を開催しております。

6、選定結果通知は、11月10日の選定委員会の意見を基に、町長が指定管理候補者を決定し、その結果を11月11日に通知しております。

次のページ、28ページであります。

応募団体は、記載の1団体であります。

選定についてであります。

1、選定の方法でございますが、選定委員会を設置し、応募団体から提出された関係書類、プレゼンテーション、ヒアリ

ング等により、29ページに添付しております選定基準に基づき、評価点数方式により、審査項目ごとに評価を行い、その後、選定委員会全員により協議を行い、合意をもって選定を行ったところでございます。

結果につきましては、記載のとおりです。

2、選定理由については、①から④までに記載してありますとおり、平成30年4月1日より指定管理を委託しており、管理運営、施設の現状を熟知していること、利用者サービスの向上性、管理運営の考え方、団体の経営状況、施設全般の有効利用、地域密着性について、継続運営に関して信用できる団体であると判断し、選定したところであります。

指定期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間です。

会社の概要につきましては、(1)の設立から(5)の道内施設維持管理業務実績まで、記載のとおりです。

根拠条例は、美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び美幌町交流促進センター条例でございます。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番(上杉晃央君) ただいま、28ページのところに選定理由として、②の中に利用者増加のための企画、実践を積極的に行おうとしている。また、その内容が実現可能なものとなっており、利用者サービスの向上が図られると認められるということで書かれておりますので、議長にお諮りいたしますけれども、お願いしたいのですが、具体的な道央環境センターからプレゼンテーションなり、提出された書類を、どういう内容で努力しようとしているのか、そういう内容を承知したいので、資料として配付をいただきたいということと、あわ

せて、4年間結構厳しい、さきに議決されました料金値上げのほか、町から毎年1,300万円指定管理料を負担するというところで、それでもかなり厳しい状況だと思えますが、そういう中でどのような4年間の経営シミュレーションを立てられて、この中で説明したのか。

その資料を併せて配付を求めるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(大原 昇君) 経済部長。

○経済部長(石澤 憲君) 当日のプレゼンテーション資料、パワーポイントで8ページのものになりますが、後ほど配付をいたしたいと思います。

中につきましては、ソフト面、ハード面での取組状況、あるいはイベント、宴会、これはできればということだと思うのですが、アフターコロナを見据えて、電話ボックス型のカラオケボックスの導入なども検討したいということで、プレゼンテーション資料を後ほど配付したいと思います。

○議長(大原 昇君) 経済部長、今確認します。

上杉議員から資料請求があったのですが、後ほど資料をいただけるということでしょうか。

○経済部長(石澤 憲君) はい、間違いなく配付させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長(大原 昇君) 12番松浦和浩さん。

○12番(松浦和浩君) 上杉議員の関連になるのですが、29ページに審査項目があって、中身について云々言うより、一昨日から一般質問を含めて、243号の国道を含めた観光開発、そして集客したい。1番入り口は峠の湯になるのですが、今回のプレゼンテーションも含めて、当然、委託業者が負担金を出す可能性もあると思うのです。お金をいろんな面では。

ただ、今、峠の湯の入り口の販売ブース

だとか、そういうところの一部改修だとか、集客のために必要な行動があれば、それは改めて、行政側と峠の湯の管理をする道央環境センターとで会議をした中で、町の負担金も一部可能性があるのかどうか、お願いします。

応援してほしいなということです。

○議長（大原 昇君） 松浦議員、申し訳ありません。もう一度、具体的に。

○12番（松浦和浩君） 要するに、販路拡大、集客活動のために、道央環境センターがいろんな活動することになるとプレゼンテーションの中にあった場合、当然、観光開発、そして、集客、あと福祉の関係も先ほど言いましたけれど、そういう経営に関する部分について、行政側からの支援、補助金だとかは予定されるのかどうかということです。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 町からの負担ということは考えておりません。

町の施設でありますので、町の施設として整備するものは、町として改修、修繕等を行いますので、道央環境センターが経営努力する部分としては、販路拡大とか、よく出た話としては物販、地域の物を並べていますけれども、入浴者の方にお土産とかで買っていただけるものを展示するという部分は、指定管理者の営業努力の中でやっていただきますが、施設として老朽化した部分の改修だとかは、施設の設置者として町で負担金ではなくて、町の予算で整備していく考えでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） ということは、ある程度の方針、行動なりが確定した段階で、町がその中の整備に応じるという意味合いがあるということですね。

○議長（大原 昇君） 修繕のことを聞いているのですか。

もう一度お願いします。具体的に。

○12番（松浦和浩君） 具体的には集客を増やしますよ、売り場を少し直したいですよ、それによって一般町民の利用に少しでも効果を出したいということがあった場合に、それは行政側から指示するのではなくて、受けている道央環境センターがやることになるではないですか。その場合に、どうしても売り場のパーティションの物が悪いだとか、入れ替えたいだとか、直してもらいたいというのは、施設の運営として小破、大破ではないではないですか。そういう改善については、行政は応じるのかなということを知りたかった。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 指定管理者との協議になりますけれども、町の施設として必要な改修につきましては町の負担という形になりますし、軽微なものとか、そういう施設の改修というか、その改善内容によって町が負担すべきものは町が負担するという形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第81号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、16時45分とします。

午後 4時29分 休憩

午後 5時40分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（大原 昇君） 先ほど、議会運営委員会を開きましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 先ほど、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告します。

町長から追加議案として、議案第82号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第11号）についてが提出されましたので、本日、第3日目の日程に追加し、審議することに決定いたしました。

議員各位及び説明員の御理解と御協力をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

◎日程追加の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、この後、日程第19意見書案第13号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書についての前に、議案第82号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第11号）についてを議事日程に追加し、追加日程第1としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第11号）についてを追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

◎追加提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から、提出されました追加議案について、概要説明をし

たいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本定例会に追加して御提案いたします議案について御説明を申し上げます。

議案第82号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第11号）については、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業として、1億1,847万9,000円の増額を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、担当部長より御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。追加する議案の概要説明といたします。

以上、よろしく御願申し上げます。

◎追加日程第1 議案第82号

○議長（大原 昇君） 追加日程第1 議案第82号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 追加議案書の3ページになります。

議案第82号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第11号）について御説明を申し上げます。

令和3年度美幌町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,847万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億7,094万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、12ペ

ージ、13ページをお開き願います。

3、歳出になります。

3款民生費、2項、1目児童福祉総務費、7、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、1億1,784万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人に及んでいる中、子育て世帯を支援するため、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、臨時特別給付金の給付に係る経費を予算計上するものでございます。

事業の概要であります。児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、ゼロ歳から18歳、高校3年生までの子供に1人当たり10万円相当の給付を行うもので、今回の補正につきましては、先行して5万円の現金を給付するために必要な費用になります。

内訳といたしましては、消耗品や手数料、電算システム作製業務委託料などの事務費のほか、対象となる児童2,316人分、1億1,580万円の交付金を予算措置いたします。

なお、支給対象の基準となる年収960万円につきましては、児童2人と年収103万円以下の配偶者、合わせて扶養親族が3人の場合の世帯を目安としております。

したがって、扶養親族の人数によっては、養育している者の年収、所得制限は変動いたしますので、御承知おきを願います。

対象者は、本年9月分の児童手当、中学生以下の受給者と、16歳から18歳までの高校生世代の子供を養育する者、本年10月以降、令和4年3月末日までに生まれる新生児を養育する児童手当の受給者となります。

本年9月分の児童手当を受給されている世帯は申請は不要であります。今週中には制度の御案内を郵送させていただき予定で準備を進めてまいります。

16歳から18歳までの児童、高校生を

養育される方には、今月下旬に申請書を郵送するほか、本年10月以降にお子さんが生まれた方には、児童手当の申請時に併せ、申請をいただくこととなります。

また、児童を養育されている方が公務員の場合、今週中に制度の御案内及び申請書を郵送させていただきますので、児童手当支払い通知書等の児童手当を受給している証明とともに申請書を提出いただくこととなります。

支給の時期でございますが、児童手当支給者につきましては12月29日を、その他の方につきましては、申請書を受付した後、順次指定口座へ振込を行う予定でございます。

町広報、町のホームページに詳細を掲載することとなりますので、対象となる方につきましては、申請漏れがないように御留意を願いたいと存じます。

なお、今回の5万円の現金給付に加え、来春の卒業、入学、新学期に向けまして、子育てに係るサービスや商品に利用できる、子供1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付が行われる予定であります。詳細が決まり次第、改めて御案内をさせていただきますと存じます。

次に、中段の12款職員給与費、1項、1目、1、職員給与支給事務費の増、その他手当63万3,000円につきましては、臨時特別給付金給付事務に係る職員3名の時間外勤務手当になります。

次に、歳入につきまして御説明しますので、議案書の10ページ、11ページにお戻り願います。

2、歳入になります。

16款国庫支出金、2項、2目民生費国庫補助金、2節の児童福祉費補助金1億1,847万9,000円は、子育て世帯への臨時特別給付金給付に係る事業費及び事務費の補助金で、歳出で御説明いたしました経費の全額が国庫補助金で措置されることとなります。

以上、令和3年度美幌町一般会計補正予算（第11号）につきまして御説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第82号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第11号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 意見書案第13号

○議長（大原 昇君） 日程第19 意見書案第13号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第20 意見書案第14号

○議長（大原 昇君） 日程第20 意見書案第14号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第21 報告第17号

○議長（大原 昇君） 日程第21 報告第17号定期監査報告について。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第17号定期監査報告については、これで終わります。

会議を閉じます。

これで、令和3年第10回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 5時54分 閉会

◎日程第22 報告第18号

○議長（大原 昇君） 日程第22 報告第18号例月出納検査報告について（8月～10月分）。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第18号例月出納検査報告について（8月～10月分）は、これで終わります。

◎日程第23 閉会中の継続調査 について

○議長（大原 昇君） 日程第23 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した印刷物のおおりの申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のおおりの、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のおおりの、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

美幌町議会議長

署名議員

署名議員